

第3次岐南町障害者計画

（令和3年度～令和8年度）

第6期岐南町障害福祉計画

第2期岐南町障害児福祉計画

（令和3年度～令和5年度）

すべての人が互いを尊重し、
自分らしく生きられる岐南町の創出

令和3年3月
岐南町

はじめに

近年、障害者福祉のあり方は、障害のある方に寄り添ったきめ細かいものとして、諸制度の整備が進められております。

国においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、いわゆる「地域共生社会」、「ノーマライゼーション社会」の実現に向け、障害者総合支援法をはじめとした障害者に関する法律や制度の改正が行われるなど、障害のある方が、自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう本人による意思決定や社会参加について、より重きが置かれるようになってまいりました。



本町においても、昨年4月から、町のまちづくりの指針である「岐南町第6次総合計画」がスタートいたしました。その基本政策のひとつに「思いやりとふれあいで人を育むまちづくり」があり、施策として、障害及び障害のある方への理解、配慮を行い、相互理解のもとで地域共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組むこととしております。

これまでも、障害者福祉施策を推進するために、羽島郡二町合同で、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定してまいりましたが、このたび、本町の特性を活かし、地域の実情に合わせたより身近な計画となるよう、岐南町単独の新しい計画として、本計画を策定いたしました。

“すべての人が互いを尊重し、自分らしく生きられる岐南町の創出”を基本理念とし、引き続き住み慣れたわが町で暮らせるように、外出しやすい移動手段の確保や就労の安定化といった障害のある方の生活の実態や意向を考慮した障害者福祉施策の基本計画と生活支援における障害福祉サービスなどに関する実施計画を一体的に策定した計画となっております。

町民の皆さまには、本計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご協議をいただきました策定委員会の委員の皆さまをはじめ、ニーズや実態調査のためのアンケートを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきましたすべての皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

岐南町長 小島 英雄

【目次】

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の背景.....	3
第2節	計画の構成と期間.....	4
第3節	計画の性質.....	5
第4節	計画における障害者の定義.....	5
第5節	障害福祉に関する制度・施策の変遷.....	6
	(1) 「障害者基本法」の改正.....	6
	(2) 「障害者総合支援法」の改正.....	6
	(3) 発達障害者支援法の改正.....	7
	(4) 社会福祉法の改正.....	8
	(5) その他の障害者施策をめぐる近年の動き.....	8
第2章	障害のある人の現状.....	11
第1節	障害のある人の現状.....	13
	(1) 人口の推移.....	13
	(2) 世帯の推移.....	14
	(3) 手帳所持者の推移.....	14
	(4) 身体障害者（児）の状況.....	16
	(5) 知的障害者（児）の状況.....	17
	(6) 精神障害者（児）の状況.....	18
	(7) 難病患者などの状況.....	19
	(8) 障害支援区分の認定状況.....	20
	(9) 就学の状況.....	20
	(10) 経済的支援の受給状況.....	21
第2節	アンケート調査の結果.....	22
	(1) 調査の概要（障害者・一般町民）.....	22
	(2) 調査結果の概要.....	23
	(3) 調査の概要（サービス事業者等対象）.....	45
	(4) 調査結果の概要.....	46
第3節	計画における課題.....	52
	(1) 障害への正しい理解の促進.....	52
	(2) すべての町民の権利の保護.....	52
	(3) すべての町民が安全・安心に暮らせるまちづくり.....	52
	(4) 自立に向けた就労の促進.....	53
	(5) 社会参画・交流の促進.....	53

(6) 障害のある人を支える家族などへの支援	53
第3章 岐南町障害者計画.....	55
第1節 計画の基本理念.....	57
第2節 計画の基本目標と施策体系	57
第3節 施策の展開.....	59
基本目標1 障害に対する正しい理解の普及・拡大.....	59
基本目標2 障害のある人の社会参画の推進	61
基本目標3 障害のある人の暮らしを支えるサービスの充実.....	64
基本目標4 障害のある人の権利の保護	69
第4章 岐南町障害福祉計画 ・ 障害児福祉計画	71
第1節 成果目標の設定.....	73
(1) 施設入所者の地域生活への移行	73
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	74
(3) 地域生活支援拠点等の整備	74
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	75
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	76
(6) 相談支援体制の充実・強化等	77
(7) 障害福祉サービス等の質の向上	77
第2節 障害福祉サービス等の見込み量とその確保方策	78
(1) 訪問系サービスの見込み量と確保方策	78
(2) 日中活動系サービスの見込み量と確保方策.....	81
(3) 居住系サービスの見込み量と確保方策	84
(4) 相談支援の見込み量と確保方策	86
第3節 地域生活支援事業の見込み量とその確保方策	88
第4節 障害児福祉サービスの見込み量とその確保方策	91
第5章 計画の推進にあたって.....	95
第1節 関係機関との連携.....	97
第2節 計画の進行管理.....	97
第6章 資料編	99
(1) 計画の策定経過.....	101
(2) 岐南町障害者計画等策定委員会 要綱	102
(3) 岐南町障害者計画等策定委員会 名簿	104

第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

障害者施策をめぐっては、国において、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などの法整備を行ってきました。また、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准され、障害者の権利の実現に向けた取り組みが、一層強化されました。

また、平成28年5月に「障害者総合支援法」などのさらなる改正が行われるなど、今後も、障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正などは計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性を取りながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。国が定めた「障害者基本計画（第4次）」では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を掲げており、障害者本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。

本町においてはこれまで、「第2次羽島郡障がい者計画」に基づき、笠松町と連携して広域での障害者施策を実施するとともに、「第5期羽島郡障がい福祉計画・第1期羽島郡障がい児福祉計画」に基づく適切な障害福祉サービスの提供に努めてきましたが、障害者施策をめぐる近年の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた施策及び障害福祉サービスの提供を図るため、新たに岐南町としての障害者計画及び障害（児）福祉計画を策定することとなりました。

今後も引き続き町内に居住する障害のある人がよりいきいきと暮らしていくことができるよう、本町の障害者を取り巻く現況を整理しつつ、障害福祉制度における変更や障害者総合支援法及び障害者基本法の改正などに対応した岐南町独自の計画を策定します。本計画は、本町の最上位計画である「岐南町総合計画」との整合性を確保するとともに、「岐南町地域福祉計画」など福祉分野における他の関連計画との調和を図ります。

第2節 計画の構成と期間

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPOなど民間団体、事業者団体、地方公共団体などとの連携・協力を得て作成する、障害者のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」を合わせ、相互に調和の取れた計画として策定するものです。

それぞれの計画期間は以下のとおりとなっています。

■本計画の構成■

策定する計画	計画期間	計画の概要
岐南町障害者計画	令和3～8年度 (6年間)	障害者基本法第11条3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障害者が地域の中で共に暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。
岐南町障害福祉計画	令和3～5年度 (3年間)	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
岐南町障害児福祉計画		児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。

第3節 計画の性質

「障害者計画」は本町の障害者施策の基本計画としての機能を有しています。「障害福祉計画」は「障害者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、障害福祉計画は障害者計画等の障害者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の性格■

障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

第4節 計画における障害者の定義

本計画における「障害者」の定義は以下に示すとおりです。

■本計画における障害者等の概念■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
- [補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

第5節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成18年）から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備などが進められてきました。平成26年には障害者権利条約が批准され、平成28年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、障害者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本町に居住する障害のある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者基本法」の改正

障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

（2）「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。続いて、平成18年4月1日から施行された障害者自立支援法によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しによ

り、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充などを内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に成立しています。

平成28年の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備などが行われています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

（3）発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。この改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発などのほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活などに関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害のある人の家族などの支援を強化することが規定されています。

(4) 社会福祉法の改正

高齢化や人口減少といった社会構造の変化、プライバシー意識の高まりや核家族化、晩婚化・晩産化など、生活様式や人々の意識の変化などにより、これまで地域にあった住民相互の助け合いや支え合い機能が全国的に低下しています。日々の暮らしにおいても、人と人とのつながりが希薄化しており、地域で孤立している人も少なくありません。

また、課題が複雑化し、複合的な支援を必要とするケースに対しては、対象者ごとに整備されてきたこれまでの福祉制度では十分に支援できないケースもあり、既存の福祉制度の枠組みを超えた支援のあり方が求められるようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、国は社会福祉法を改正しました（平成30年4月施行）。この改正では「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、介護、障害、児童、困窮の分野を超えた包括的な支援体制を推進することとしています。

また、令和2年6月の改正により、介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施し、本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援などを実施する「重層的支援体制整備事業」が規定され、複雑化した生活課題の解決に向けた市町村の取り組みを国として支援する仕組みが整備されています。

(5) その他の障害者施策をめぐる近年の動き

① 「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

② 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が平成25年4月1日に施行されました。本町では、調達先の提供可能な役務・物品と町内部の需用の調整を図りできる限り障害者就労施設などからの物品などの調達の推進を図っており、調達結果については、町のホームページに公表しています。

③ 「障害者雇用促進法」の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から（一部は、平成25年6月または平成30年4月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

■「障害者雇用促進法」の改正■

○障害者の範囲の明確化	〔平成25年6月19日施行〕
○障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務	〔平成28年4月1日施行〕
○法定雇用率の算定基礎の見直し	〔平成30年4月1日施行〕

また、令和元年度にも改正が行われ、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握などに関する措置を講ずることとしています。

④ 「障害者差別解消法」の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

⑤ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

この法律は、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

■障害福祉に関する国と岐南町の動向■

年	国	岐南町	
H18	◇ 障害者自立支援法の施行 ◇ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	第1期羽島郡障がい福祉計画
H19	◇ 障害者権利条約署名		第2期羽島郡障がい福祉計画
H20	◇ 児童福祉法の改正		
H21			
H22			第3期羽島郡障がい福祉計画
H23	◇ 障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
H24	◇ 障害者虐待防止法の施行		
H25	◇ 障害者総合支援法の施行 ◇ 障害者優先調達推進法の施行 ◇ 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	第4期羽島郡障がい福祉計画
H26	◇ 障害者権利条約の批准		
H27	◇ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
H28	◇ 障害者差別解消法の施行 ◇ 障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇ 発達障害者支援法の改正		第5期羽島郡障がい福祉計画
H29			
H30	◇ 障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行		
R1	◇ 障害者雇用促進法の改正	障害者基本計画（第4次）	第1期羽島郡障がい児福祉計画
R2			

第2章 障害のある人の現状

第1節 障害のある人の現状

(1) 人口の推移

本町の人口をみると、近年は増加傾向で推移してきました。毎年200人程度の増加が続いており、令和2年においては総人口25,899人となっています。

高齢者人口も増加傾向が続いており、令和2年には5,784人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は22.3%となっています。今後も高齢化が進むことが予測されます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

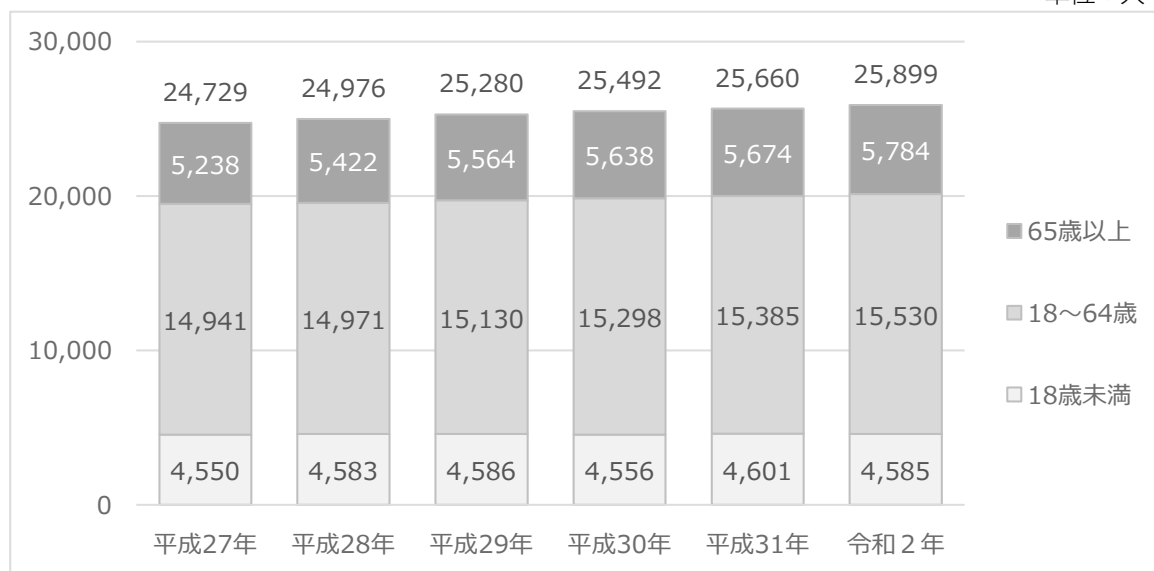
単位：人、%

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	人口	4,550	4,583	4,586	4,556	4,601	4,585
	(構成比)	18.4	18.3	18.1	17.9	17.9	17.7
18～64歳	人口	14,941	14,971	15,130	15,298	15,385	15,530
	(構成比)	60.4	59.9	59.8	60.0	60.0	60.0
65歳以上	人口	5,238	5,422	5,564	5,638	5,674	5,784
	(構成比)	21.2	21.7	22.0	22.1	22.1	22.3
総人口		24,729	24,976	25,280	25,492	25,660	25,899

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 世帯の推移

世帯数の推移をみると、近年は増加傾向が続いており、令和2年には10,986世帯となっています。平均世帯人員は総人口の増加がみられた平成30年までは2.5人程度で横ばいとなっていたものの、平成31年以降は2.3人台となっています。

■世帯数の推移■

単位：人、世帯

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	24,729	24,976	25,280	25,492	25,660	25,899
世帯数	9,817	10,033	10,303	10,513	10,720	10,986
平均世帯人員	2.52	2.49	2.45	2.42	2.39	2.36

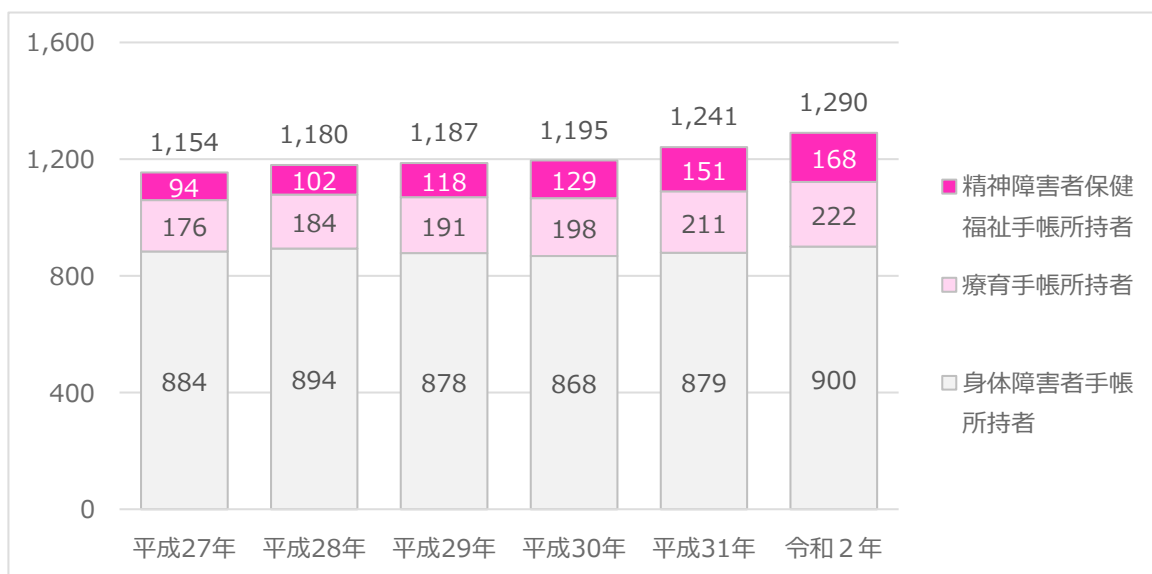
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 手帳所持者の推移

本町における障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和2年4月1日現在で1,290人となっており、増加傾向で推移しています。手帳種別にみると、身体障害者手帳の所持者が最も多く、900人程度で推移しています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向にあります。

■手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：各年4月1日

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、令和2年においては、65歳以上が634人と、身体障害者手帳所持者の約70.4%が高齢者であることがわかります。

さらに、療育手帳所持者数についてみると、18歳以上で増加していることがわかります。

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向が続いており、特に18歳以上で大きく増加しています。

■手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
身体障害者手帳 所持者	18 歳未満	27	29	26	24	27	27
	18～64 歳	253	237	239	237	234	239
	65 歳以上	604	628	613	607	618	634
	計	884	894	878	868	879	900
療育手帳所持者	18 歳未満	60	66	63	56	57	60
	18～64 歳	108	110	120	131	142	147
	65 歳以上	8	8	8	11	12	15
	計	176	184	191	198	211	222
精神障害者保健 福祉手帳所持者	18 歳未満	3	5	3	2	3	5
	18～64 歳	74	82	97	105	119	127
	65 歳以上	17	15	18	22	29	36
	計	94	102	118	129	151	168

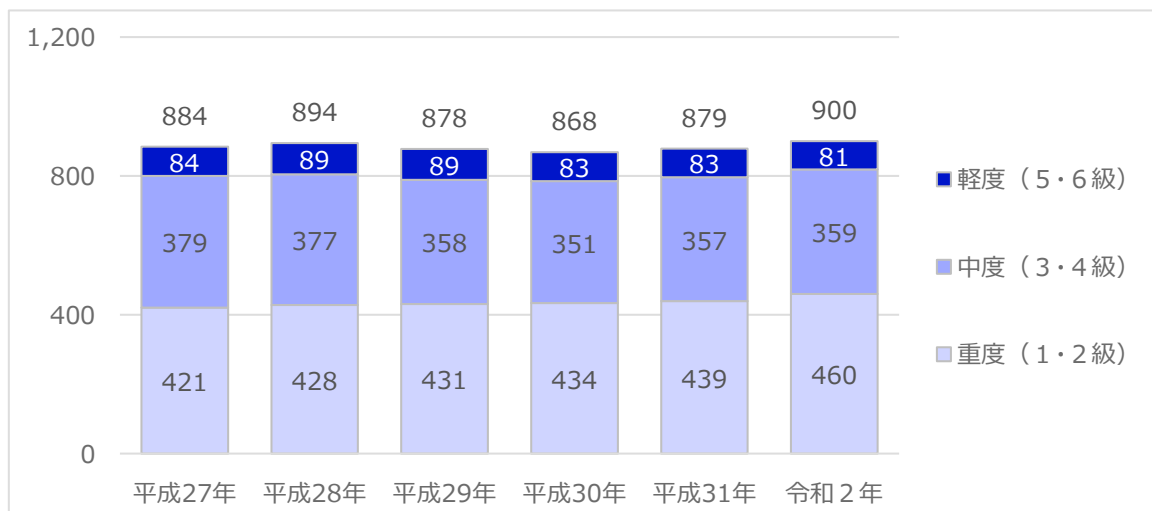
資料：各年4月1日

(4) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数は平成27年以降、900人程度で推移しています。障害の等級別にみると、「重度（1・2級）」はわずかに増加傾向がうかがえます。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人

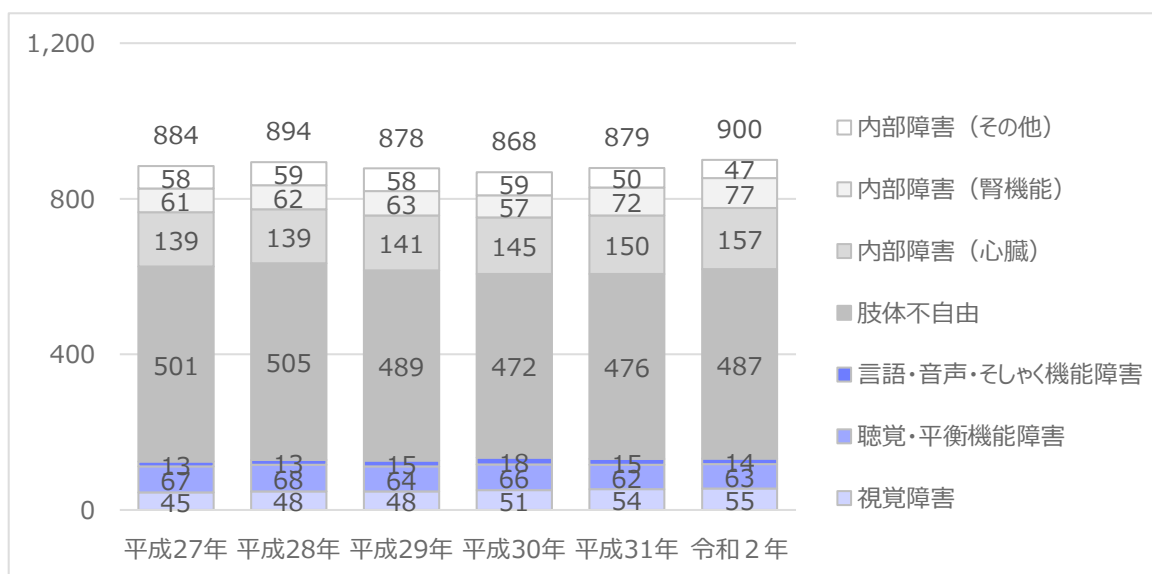


資料：各年4月1日

また、障害の部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和2年においては487人と、身体障害者手帳所持者数のうち、約54.1%を占めています。「内部障害（腎機能）」、「内部障害（心臓）」はやや増加傾向がみられます。

■身体障害者手帳所持者数（障害の部位別）の推移■

単位：人



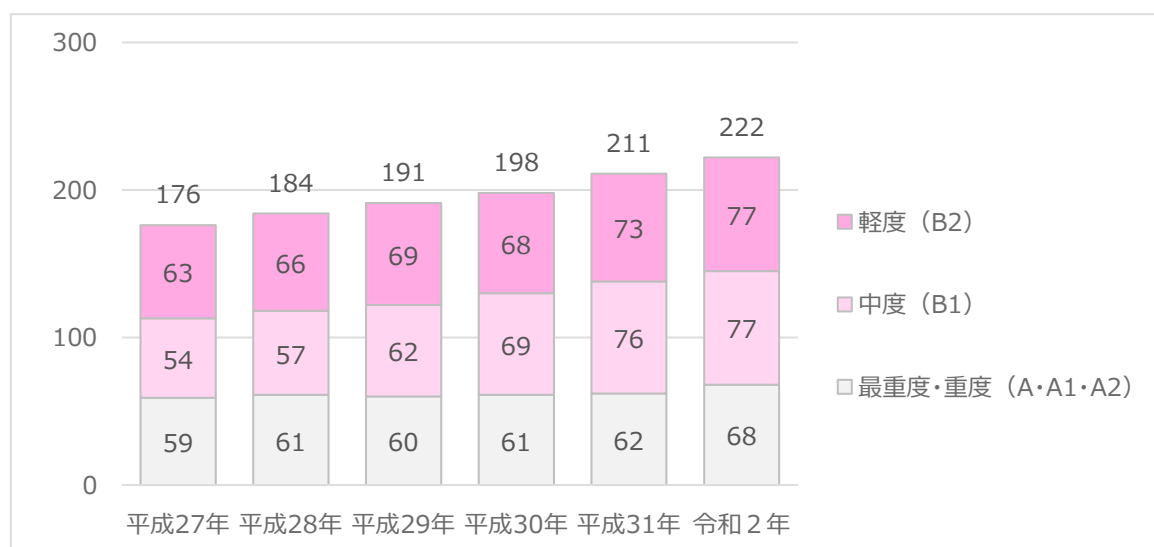
資料：各年4月1日

(5) 知的障害者（児）の状況

本町に居住する療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、令和2年においては、「軽度（B2）」と「中度（B1）」が最も多く、ともに77人となっています。すべての等級で増加傾向が続いています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移■

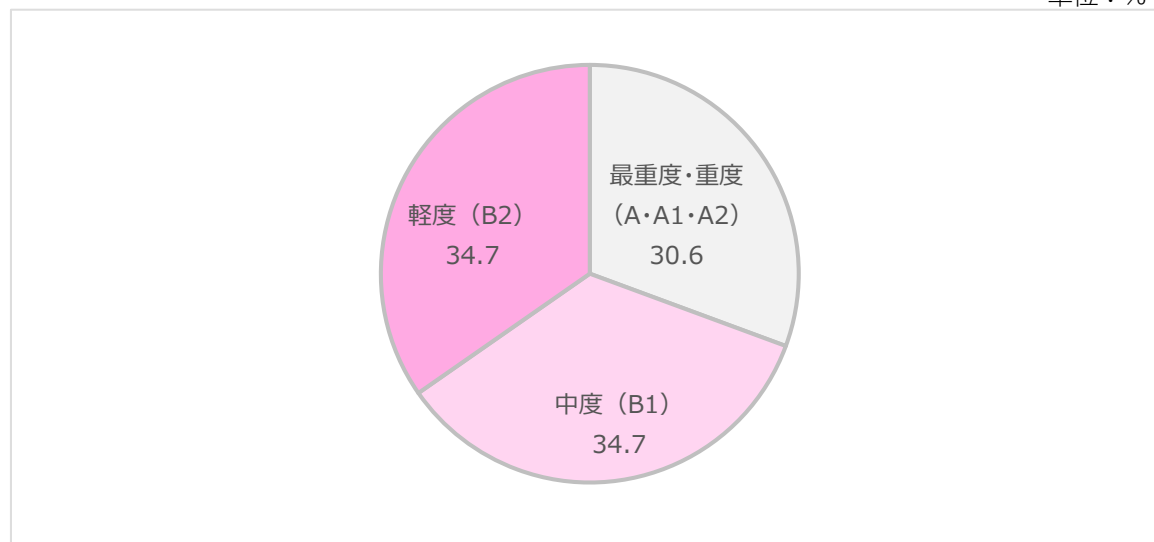
単位：人



資料：各年4月1日

■療育手帳所持者の等級別割合（令和2年）■

単位：％



資料：4月1日

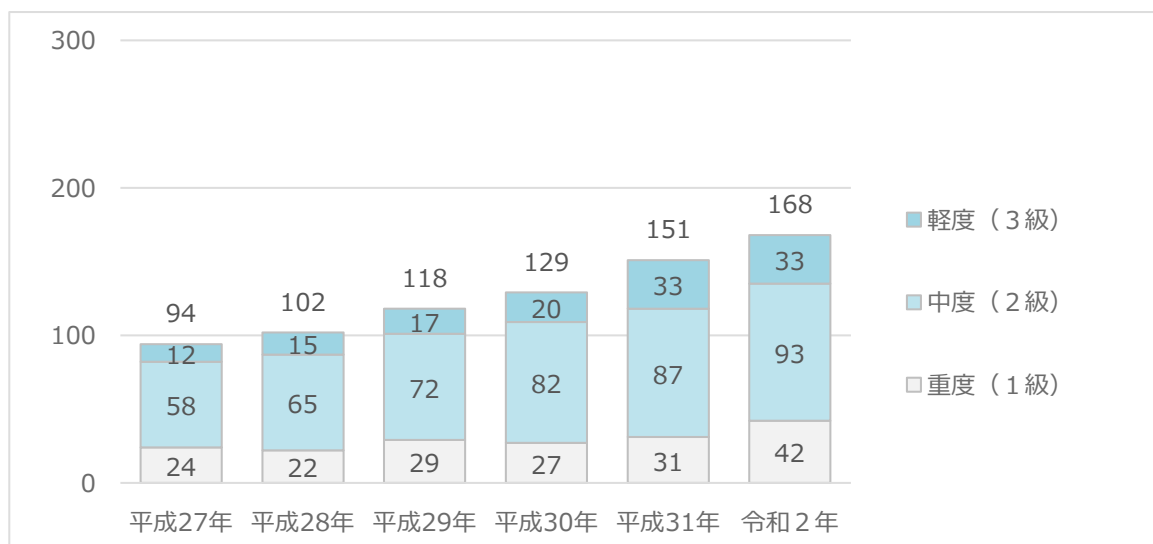
(6) 精神障害者（児）の状況

本町に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、すべての等級で増加傾向がみられます。令和2年には「中度（2級）」が93人となっています。

また、令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合は、「中度（2級）」が55.4%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

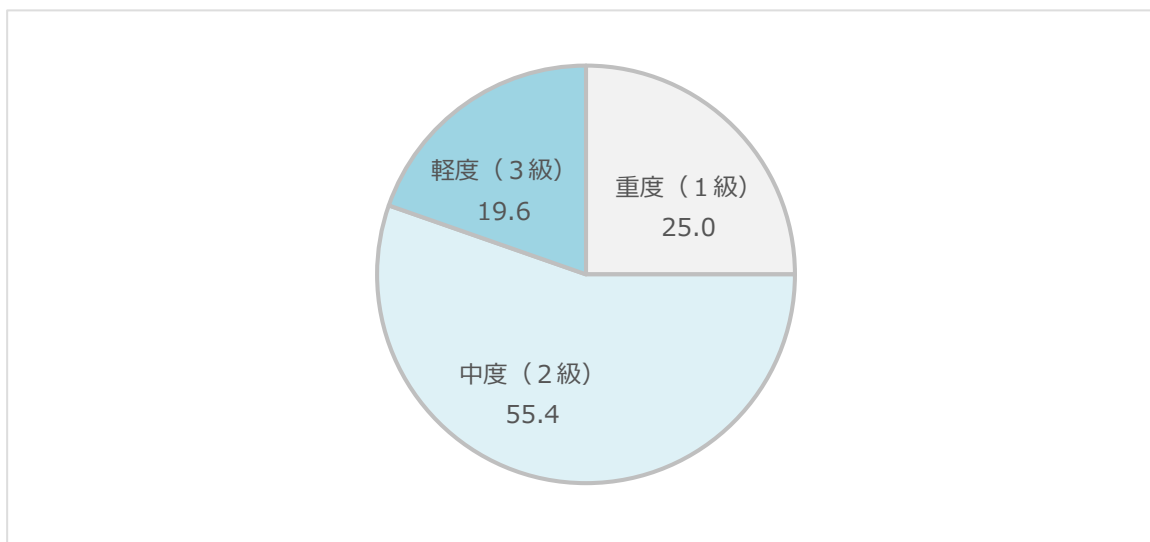
単位：人



資料：各年4月1日

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合（令和2年）■

単位：%



資料：4月1日

(7) 難病患者などの状況

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない疾病は「難病」と呼ばれます。令和元年7月1日より難病医療費助成制度の対象疾病が333疾病に拡大され、難病患者の医療機関の利用にかかる費用の負担軽減制度がさらに充実されることになりました。

本町に居住する難病患者登録者数の推移をみると、平成30年以降は140人前後で推移しています。

■難病患者登録者数の推移■

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
難病患者登録者数	141	150	161	138	140	135

資料：各年4月1日

また、特定の疾患については、特定疾患治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費負担し、その負担の軽減を図っています。

小児慢性特定疾患治療研究費受給者数をみると、平成30年度以降は20人程度と、横ばいで推移しています。

■医療受給者証所持者数の推移■

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
小児慢性特定疾患治療研究費受給者	24	28	31	22	21	22

資料：各年4月1日

■（参考）特定疾患治療研究事業の対象となる疾患■

対象疾患
(1) スモン (2) 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 (3) 重症急性膵炎 (4) プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

資料：岐阜県 Web サイトより作成

(8) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

本町における障害支援区分の認定者の推移は以下のとおりです。「区分4」、「区分5」、「区分6」の認定者数が多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移■

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
区分 1	1	0	0	0	0	0
区分 2	6	8	8	11	16	19
区分 3	13	16	10	8	11	9
区分 4	13	9	15	17	19	21
区分 5	13	18	21	23	23	23
区分 6	20	22	20	19	18	23
合計	66	73	74	78	87	95

資料：各年 4 月 1 日

(9) 就学の状況

小学校と中学校に設置されている特別支援学級については以下のとおりです。小学校の特別支援学級に通う児童数は大幅に増加しており、設置されている特別支援学級数も増加しています。中学校は学級数、生徒数ともに横ばいとなっています。

特別支援学校高等部在籍者数は減少傾向がうかがえます。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移■

単位：学級、人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小学校	学級数	4	6	6	8	8	8
	児童数	8	23	23	33	37	39
中学校	学級数	3	2	2	3	3	3
	生徒数	11	8	9	14	16	16
特別支援学校高等部 在籍者数		20	25	22	16	13	11

資料：各年 5 月 1 日

(10) 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給状況は以下のとおりです。「障害児福祉手当」と「特別児童扶養手当」の受給者数は横ばいとなっています。

■各種経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
特別障害者手当	受給者数	26	26	25	22	23	23
障害児福祉手当	受給者数	20	18	20	19	18	17
特別児童扶養手当	受給者数	51	45	46	51	56	49
心身障害者扶養 共済制度加入等 の実績	加入者数	11	10	8	8	6	7
	受給者数	8	8	8	8	8	8

資料：各年 4 月 1 日

また、自立支援医療の受給者数は以下のとおりとなっています。「精神通院医療」の受給者数が大きく増加しています。

■自立支援医療受給者数の推移■

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
更生医療	27	27	25	24	27	28
精神通院医療	182	179	197	231	259	276
育成医療	0	2	0	0	3	1
合計	209	208	222	255	289	305

資料：各年 4 月 1 日

第2節 アンケート調査の結果

(1) 調査の概要（障害者・一般町民）

岐南町内に居住する障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する町民及び障害福祉サービスを利用する町民）と18歳以上の一般町民を対象に、アンケート調査を実施しました。調査対象や調査方法などの実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

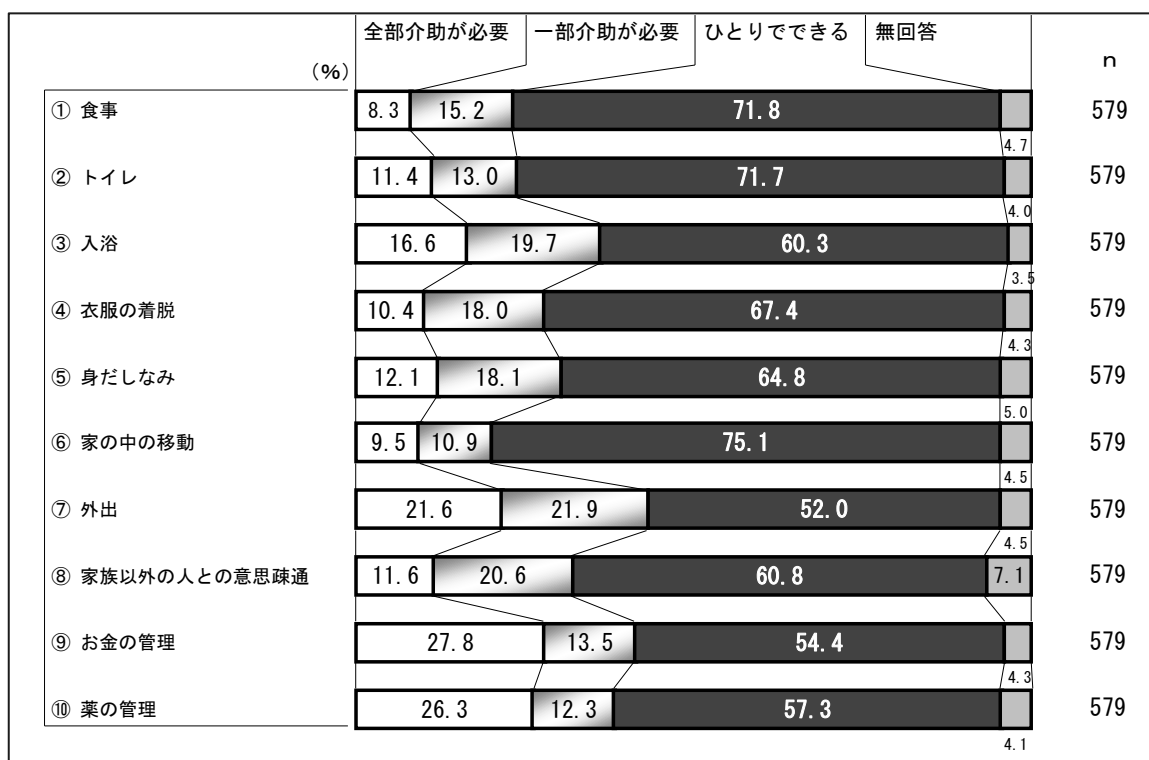
項目	障害者対象	一般町民
調査対象	障害者手帳所持者及び 障害福祉サービス利用者	18歳以上の一般町民
配付数	1,190 票	1,000 票
有効回収数	579 票	426 票
有効回収率	48.7%	42.6%
抽出法	悉皆調査	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和2年3月	令和2年6月
調査地域	岐南町全域及び 岐南町外（入所施設等）	岐南町全域

(2) 調査結果の概要

① 日常生活における介助の状況

障害者を対象に、日常生活における介助の必要性をたずねたところ、「一部介助が必要」・「全部介助が必要」という回答が比較的多かったのは「外出」や「お金の管理」、「薬の管理」などとなっています。

■ ≪障害者対象≫ 日常生活における介助の必要性 ■

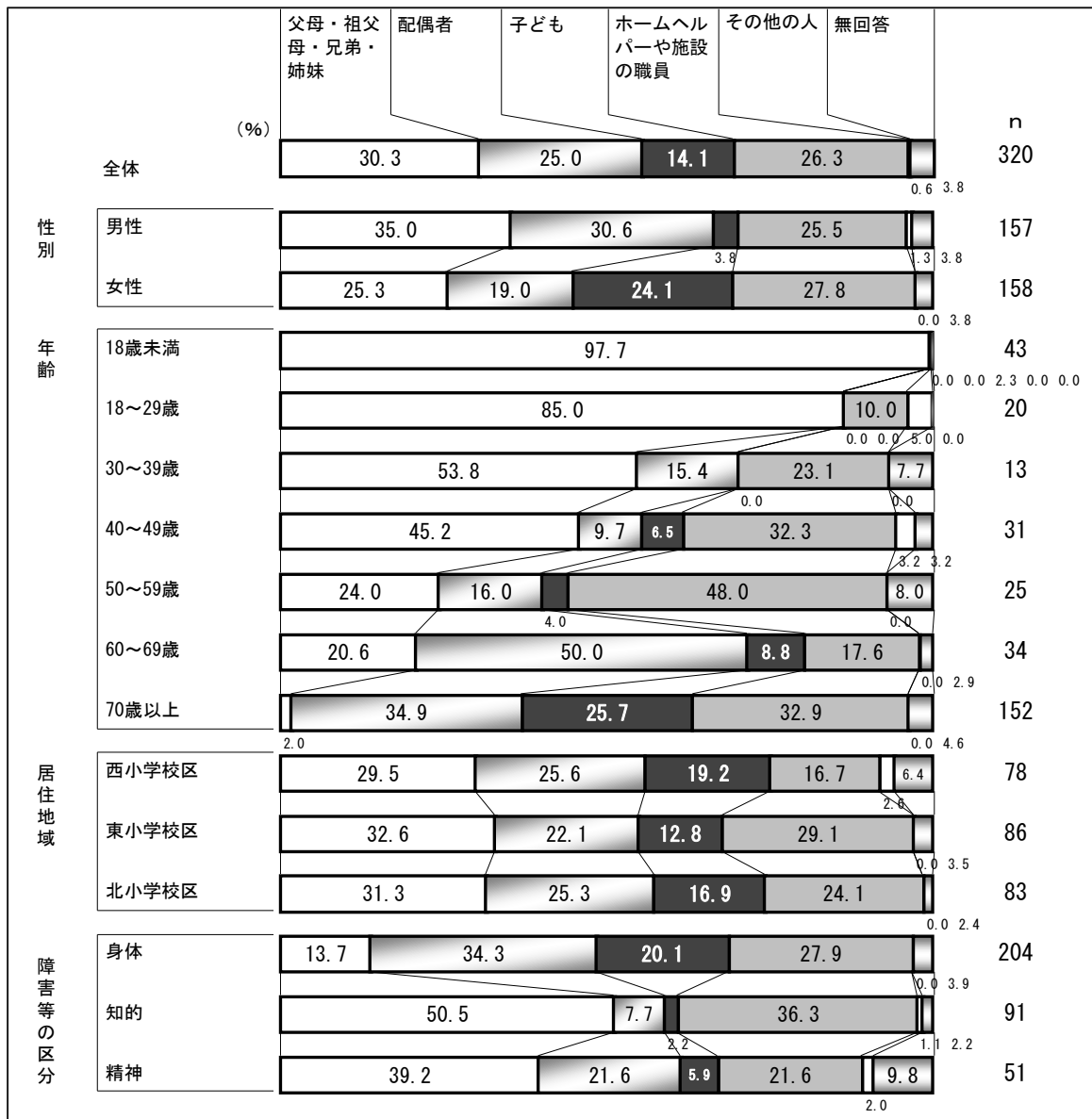


障害者に対し、主な介助者についてたずねると、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が3割強、「ホームヘルパーや施設の職員」が3割弱を占めています。

障害者の年齢でみると、若年層ほど「父母・祖父母・兄弟・姉妹」の割合が高いのに対し、高齢者では「配偶者」や「子ども」の割合が高くなっています。

障害等の区分でみると、知的では「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が5割強を占めるほか、精神でも4割弱を占めています。

■《障害者対象》主な介助者■

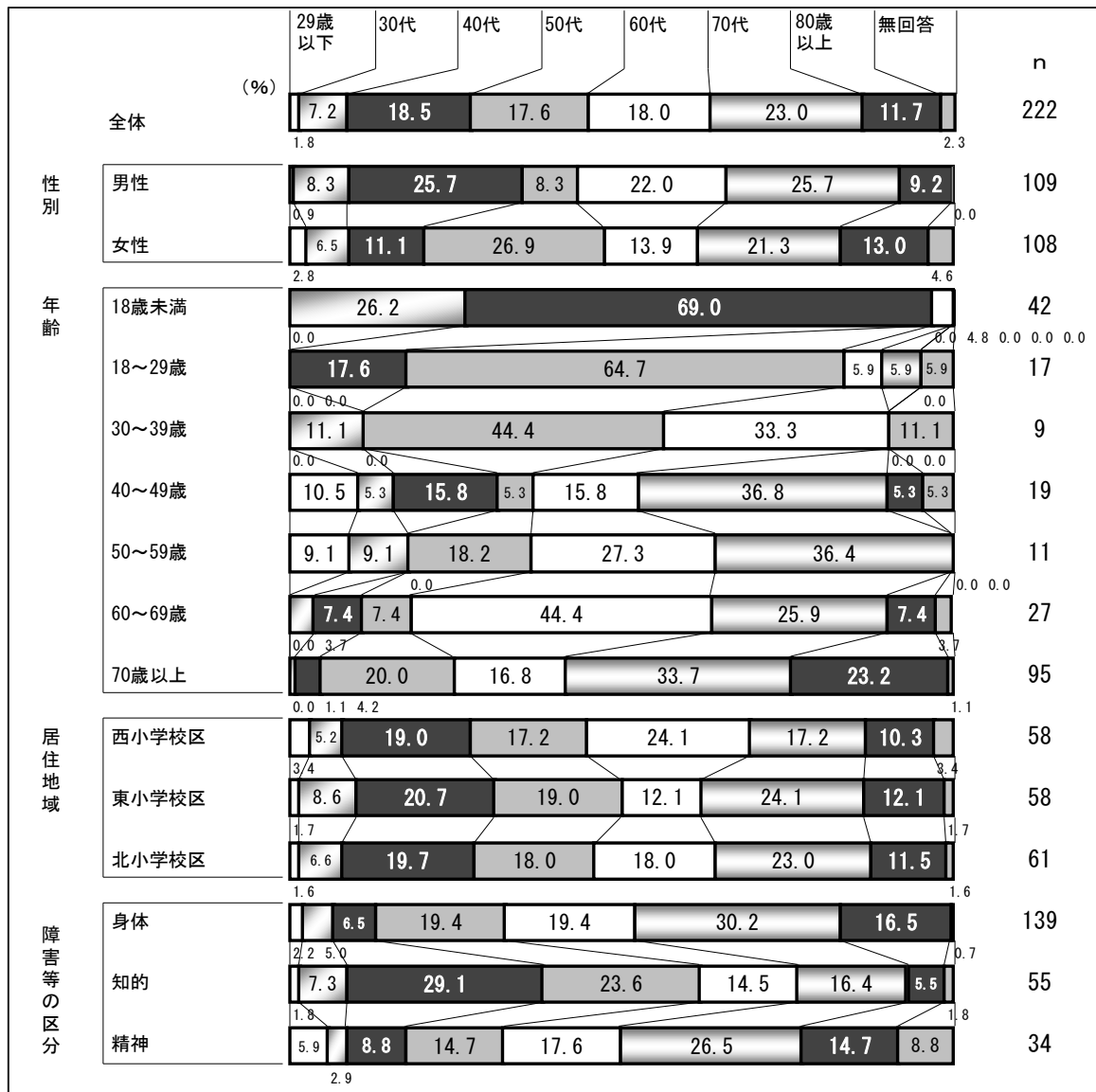


主な介助者の年齢についてみると、「70代」が2割強を占めるほか、「40代」、「50代」、「60代」がそれぞれ2割弱を占めています。

障害者の年齢でみると、高齢の障害者ほど主な介助者の年齢も高くなっています。

また、障害等の区分でみると、知的では「40代」が29.1%を占めており、身体、精神と比べて介助者の年齢が低いことがわかります。

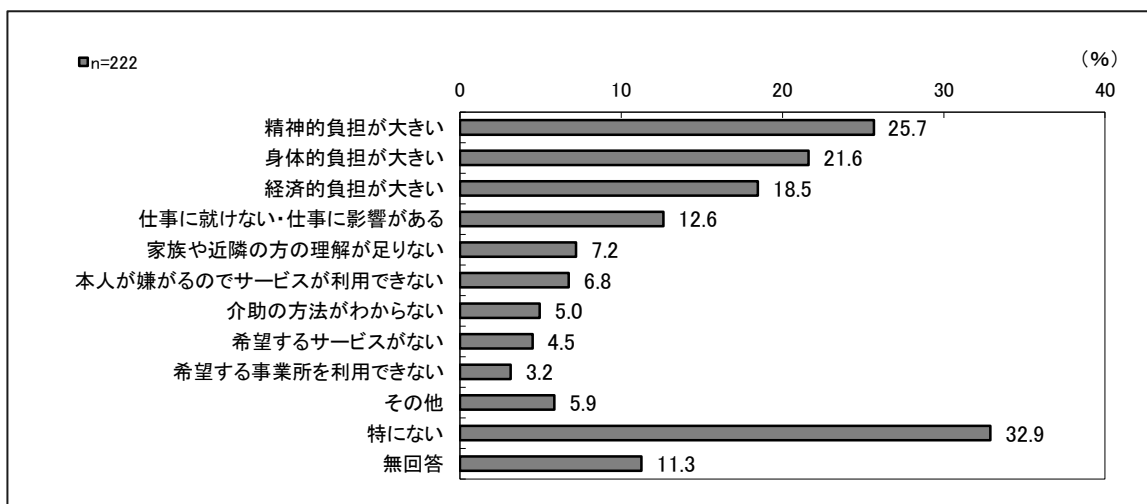
■《障害者対象》主な介助者の年齢■



介助を行う上で困っていることについてたずねたところ、「精神的負担が大きい」が最も多く、次いで「身体的負担が大きい」、「経済的負担が大きい」などとなっています。一方で、「特にない」は全体の32.9%を占めています。

障害等の区分でみると、身体と精神では「精神的負担が大きい」が第1位となっているのに対し、知的では「身体的負担が大きい」が第1位となっています。

■《障害者対象》介助する上で困っていること（全体／複数回答）■



■《障害者対象》介助を行う上で困っていること（全体・属性別／上位3項目－複数回答）■

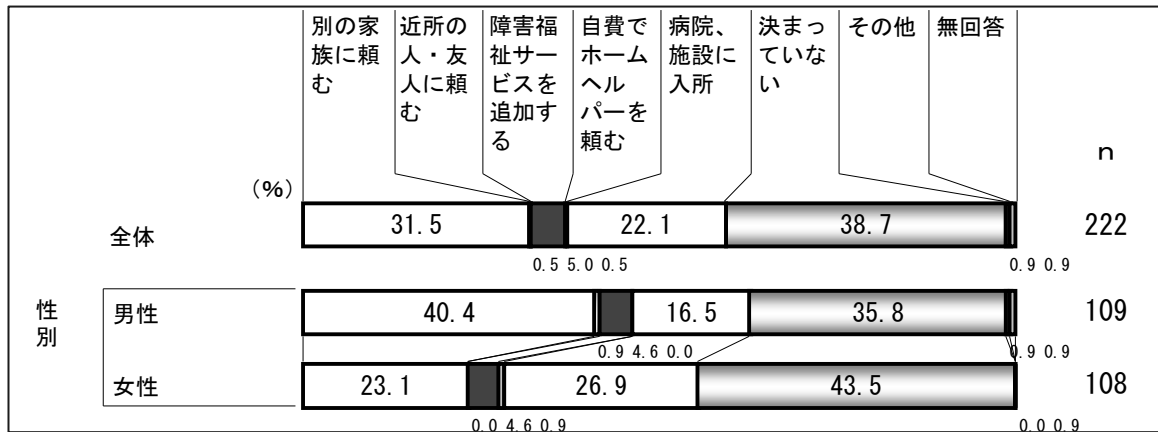
単位：％

		第1位	第2位	第3位
全体		精神的負担が大きい 25.7	身体的負担が大きい 21.6	経済的負担が大きい 18.5
障害等の区分	身体	精神的負担が大きい 28.1	身体的負担が大きい 25.9	経済的負担が大きい 20.9
	知的	身体的負担が大きい 23.6	精神的負担が大きい 21.8	経済的負担が大きい 16.4
	精神	精神的負担が大きい 32.4	経済的負担が大きい 20.6	身体的負担が大きい 14.7

主な介助者が介助できなくなった場合の対処については、「別の家族に頼む」が3割強、「病院、施設に入所」が2割強を占めていますが、「決まっていない」も全体の4割弱を占めています。

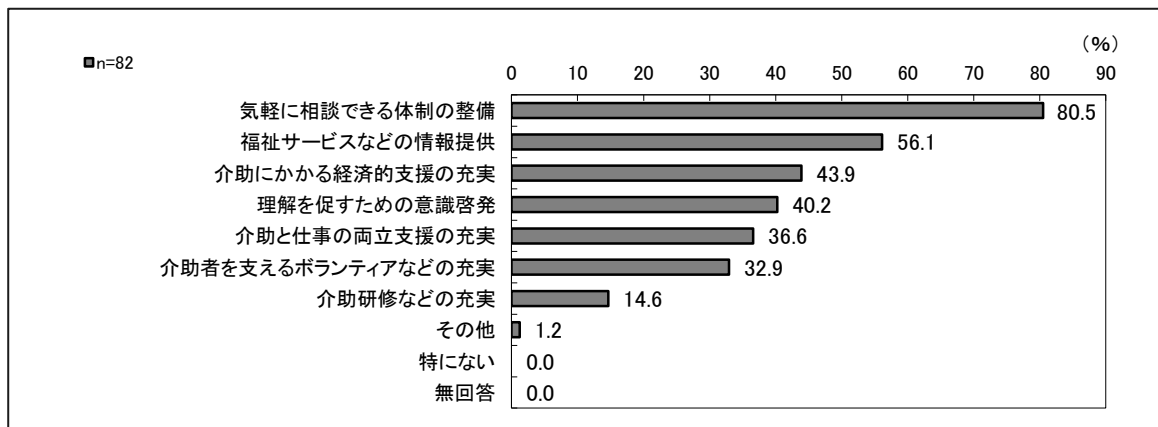
男性の障害者よりも女性の障害者の「決まっていない」の割合が高くなっています。

■《障害者対象》主な介助者が介助できなくなった場合の対処■



在宅で介助を続けるために必要な支援については、「気軽に相談できる体制の整備」が他を大きく引き離して最も多く、次いで「福祉サービスなどの情報提供」、「介助にかかる経済的支援の充実」などとなっています。相談支援の充実のみならず、窓口などによるわかりやすい情報提供が求められています。

■《障害者対象》在宅で介助を続けるために必要な支援（全体／複数回答）■



② 日常生活における課題と今後の希望

外出の頻度についてたずねたところ、「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」がともに4割弱を占めています。「めったに外出しない」、「まったく外出しない」はともに1割前後となっています。

性別でみると、女性よりも男性の外出頻度が高くなっていることがうかがえます。

また、年齢でみると、高齢になるにつれて外出頻度が低下する傾向がうかがえます。

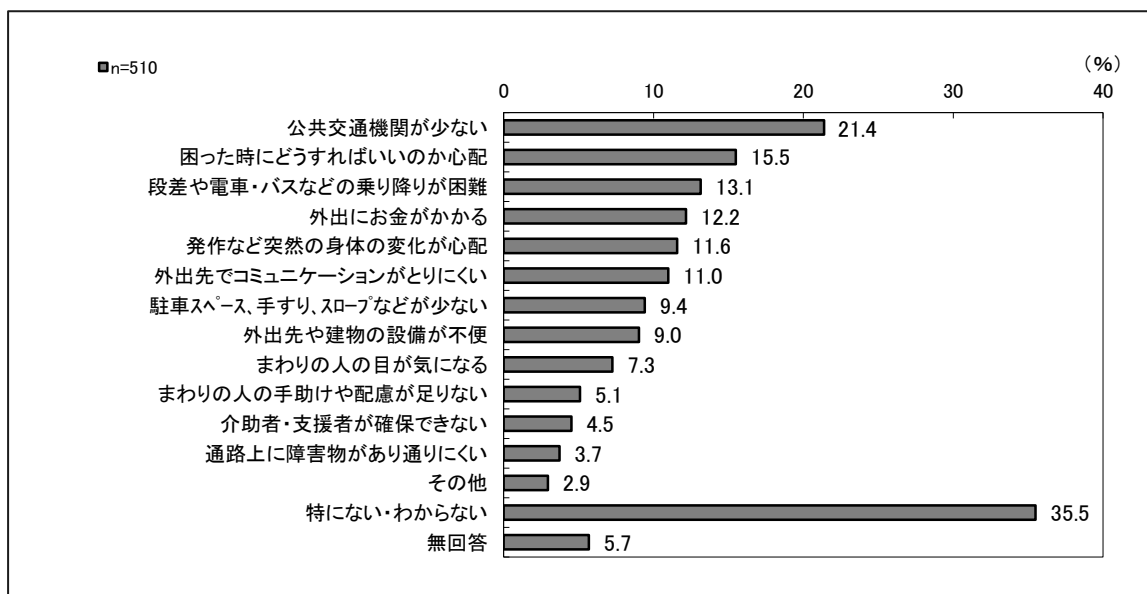
■《障害者対象》外出の頻度■

		毎日外出する	1週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない	無回答	n
		(%)					
性別	全体	38.7	36.6	12.8	8.3	3.6	579
	男性	47.0	32.9	9.6	8.3	2.2	313
	女性	28.3	41.3	16.9	8.3	5.1	254
年齢	18歳未満	74.5	20.0	5.5	0.0	0.0	55
	18～29歳	50.0	36.7	6.7	6.7	0.0	30
	30～39歳	54.2	37.5	8.3	0.0	0.0	24
	40～49歳	43.1	39.2	7.8	5.9	3.9	51
	50～59歳	47.2	28.3	15.1	5.7	3.8	53
	60～69歳	47.3	31.9	12.1	7.7	1.1	91
	70歳以上	22.9	43.2	16.2	12.8	4.9	266
居住地域	西小学校区	44.8	35.2	9.0	8.3	2.8	145
	東小学校区	37.9	35.4	13.7	9.3	3.7	161
	北小学校区	32.9	41.8	13.7	8.2	3.4	146
障害等の区分	身体	36.2	38.6	12.9	9.5	2.9	412
	知的	45.5	28.5	18.7	4.1	3.3	123
	精神	30.1	35.6	20.5	8.2	5.5	73

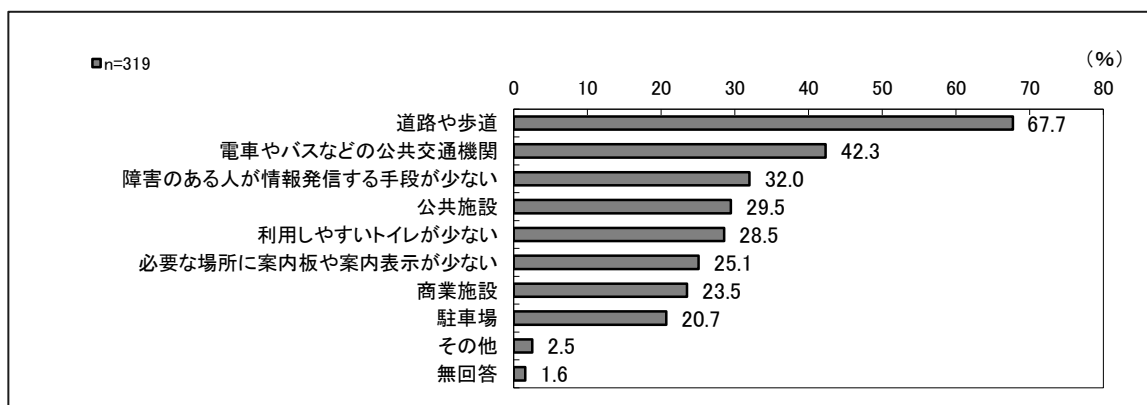
外出の際に困ることについては、「公共交通機関が少ない」が最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」、「段差や電車・バスなどの乗り降りが困難」などとなっています。

一般町民を対象にしたアンケートでも、バリアフリーが進んでいないと感じるところについてたずねたところ、「道路や歩道」、「電車やバスなどの公共交通機関」が上位となっており、本町においては、移動や交通に関する課題が残されていることがうかがえます。障害の有無に関わらず利用しやすい移動手段の確保や道路環境の改善が必要です。

■《障害者対象》外出の際に困ること（全体／複数回答）■



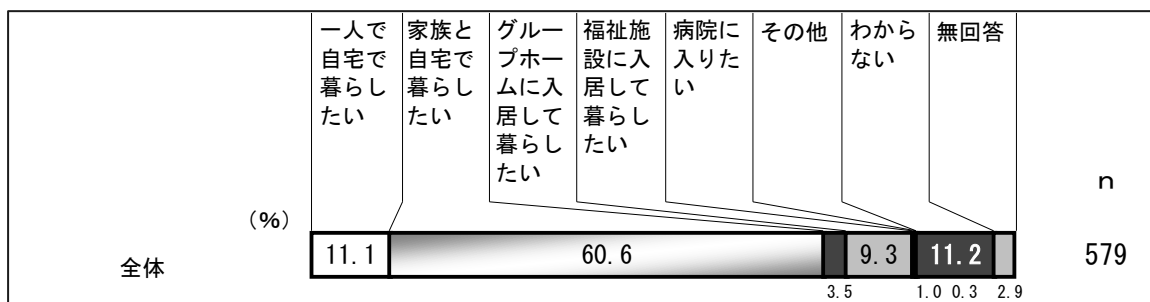
■《一般町民対象》バリアフリーが進んでいないと感じるところ（全体／複数回答）■



障害者の希望する暮らし方については、「家族と自宅で暮らしたい」が6割強を占めています。

「一人で自宅で暮らしたい」も1割強を占めており、多くの人が自宅で暮らすことを望んでいることがうかがえます。

■《障害者対象》希望する暮らし方■



地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が第1位、「何でも相談できる相談員や相談窓口がある」が第2位、「必要な在宅サービスが利用できる」が第3位となっています。

障害等の区分でみると、すべての区分で「経済的な負担の軽減」が第1位となっています。また、年齢でみると、18～29歳では「地域に働ける場所がある」が第1位となっています。

■《障害者対象》地域で生活するために必要な支援（全体・属性別／上位3項目－複数回答）■

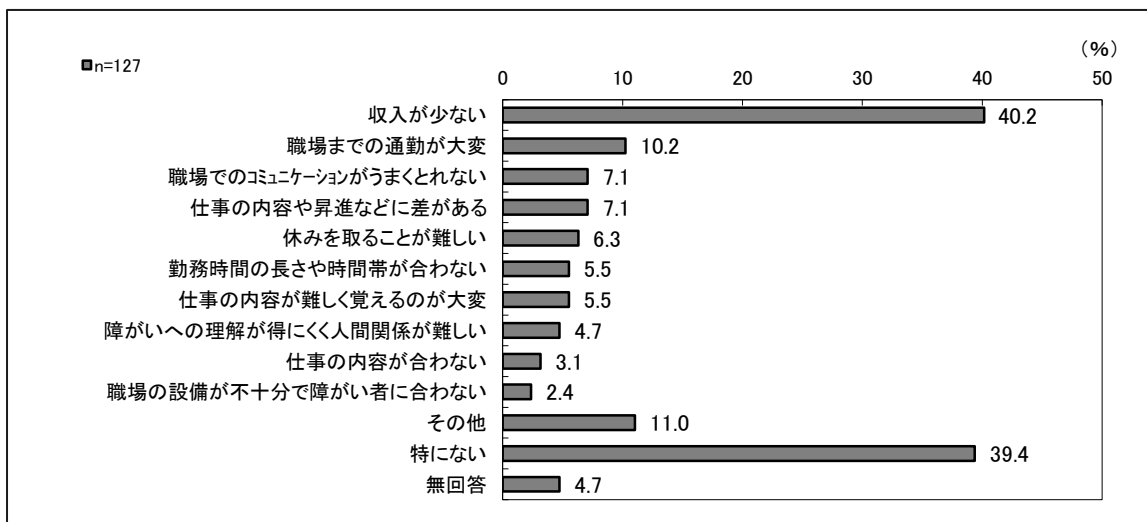
単位：％

		第1位	第2位	第3位
全体		経済的な負担の軽減 37.0	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 29.0	必要な在宅サービスが利用 できる 24.9
年齢	18歳未満	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 49.1	地域に働ける場所がある 47.3	経済的な負担の軽減 41.8
	18～29歳	地域に働ける場所がある 50.0	障害者に適した住居の確保／緊急時に宿泊できるところ がある／経済的な負担の軽減／何でも相談できる相談員 や相談窓口がある 40.0	
	30～39歳	経済的な負担の軽減 58.3	地域に働ける場所がある 50.0	障害者に適した住居の確保 37.5
	40～49歳	経済的な負担の軽減 49.0	地域に働ける場所がある 35.3	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 33.3
	50～59歳	経済的な負担の軽減 52.8	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 28.3	必要な在宅サービスが利用できる ／地域に働ける場所がある 26.4
	60～69歳	経済的な負担の軽減 41.8	必要な在宅サービスが利用 できる 29.7	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 27.5
	70歳以上	在宅で医療的ケアなどが得 られる 35.0	必要な在宅サービスが利用 できる 28.6	経済的な負担の軽減 27.8
障害等の区分	身体	経済的な負担の軽減 34.7	在宅で医療的ケアなどが得 られる 29.6	必要な在宅サービスが利用 できる 28.4
	知的	経済的な負担の軽減 36.6	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 35.8	地域に働ける場所がある 30.9
	精神	経済的な負担の軽減 46.6	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 31.5	地域に働ける場所がある 27.4

③ 就労・社会参加について

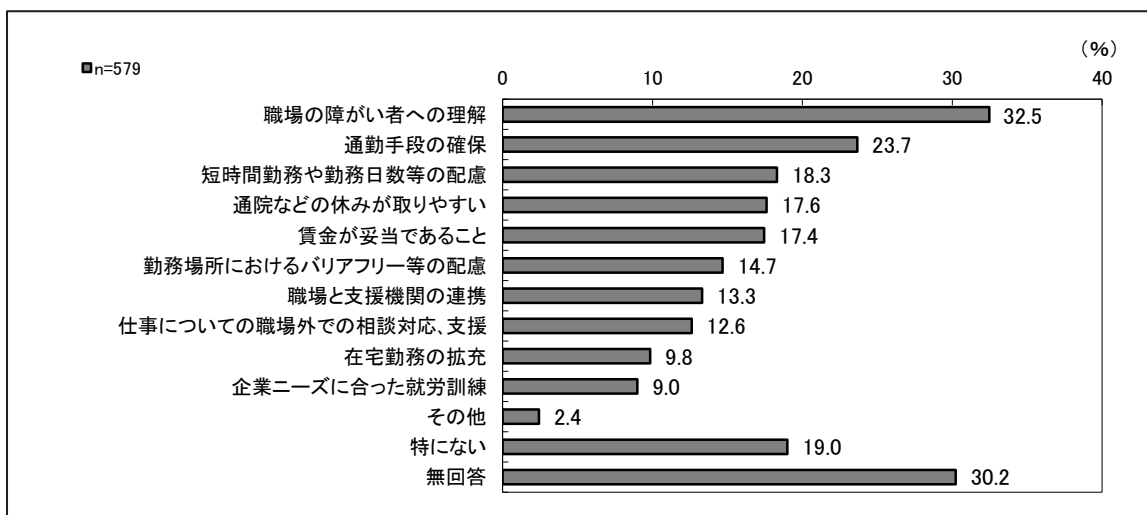
仕事の悩み・困りごとについてたずねたところ、「収入が少ない」が他を大きく引き離して第1位となっています。一方で、「特にない」も39.4%を占めています。

■《障害者対象》仕事の悩み・困りごと（全体／複数回答）■



障害者に対して、障害者の就労に必要な環境についてたずねたところ、「職場の障がい者への理解」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などとなっています。

■《障害者対象》障害者の就労に必要な環境（全体／複数回答）■

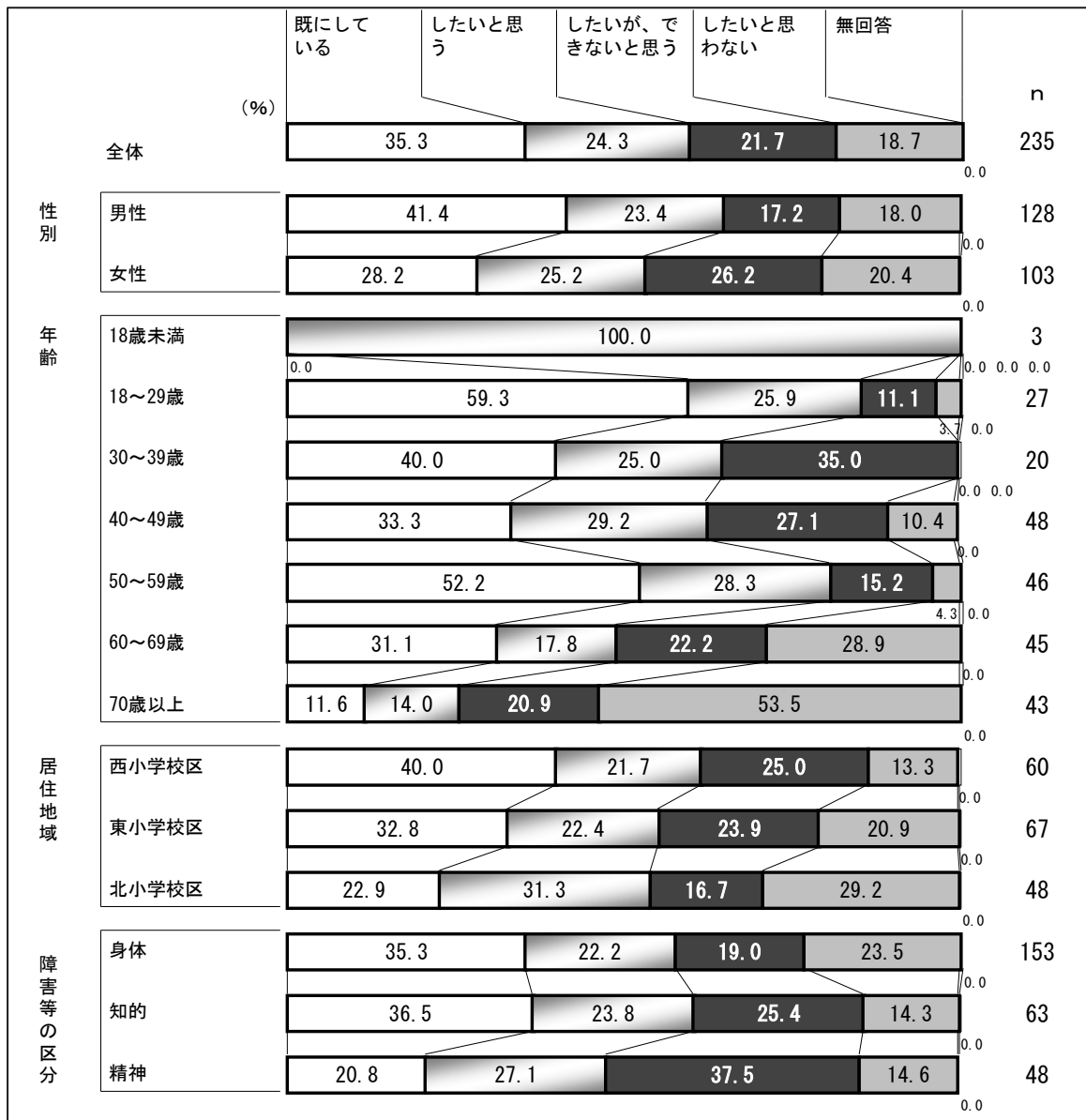


今後収入を得る仕事をしたいかたずねたところ、「既にしている」が35.3%を占めているほか、「したいと思う」という人も24.3%を占めています。

障害等の区分でみると、精神では「したいが、できないと思う」が37.5%と、身体と知的よりも高くなっており、就労意向があっても何らかの理由で就労が難しいと考えている人が多いことがうかがえます。

障害の種別に関わらず、あらゆる町民がその人自身の状況や希望などに合わせた就労ができるような多様な就労の場を提供できるよう、企業などへの働きかけを進めていく必要があります。

■《障害者対象》今後収入を得る仕事をしたいか■



障害者に対し、地域活動や余暇活動に参加する際のさまたげについてたずねたところ、「健康や体力に自信がない」が第1位となっています。

障害等の区分でみると、知的では「コミュニケーションが難しい」、精神では「一緒に活動する友人・仲間がいない」・「コミュニケーションが難しい」が第1位となっています。

■《障害者対象》地域活動や余暇活動に参加する際のさまたげ■
(全体・属性別／上位3項目－複数回答)

単位：％

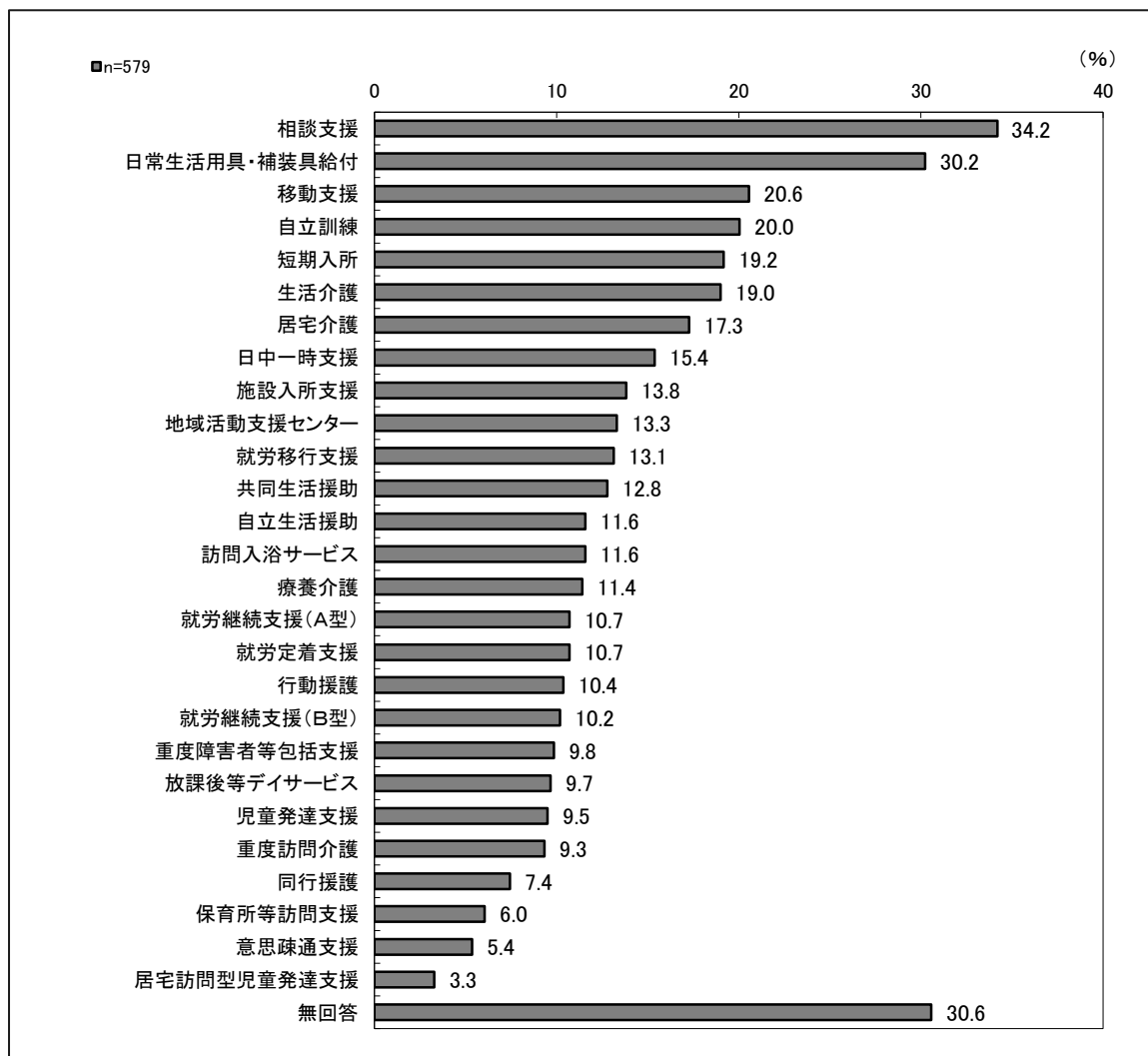
		第1位	第2位	第3位
全体		健康や体力に自信がない 23.3	どのような活動が行われているか知らない 17.6	コミュニケーションが難しい 16.4
障害等の区分	身体	健康や体力に自信がない 26.5	どのような活動が行われているか知らない 15.3	気軽に参加できる活動が少ない 12.6
	知的	コミュニケーションが難しい 30.1	気軽に参加できる活動が少ない 22.0	一緒に活動する友人・仲間がいない 21.1
	精神	一緒に活動する友人・仲間がいない／コミュニケーションが難しい 28.8	どのような活動が行われているか知らない 26.0	

④ 福祉サービス・医療サービスの利用について

障害福祉サービスなどの利用意向については、以下のとおりです。

「相談支援」、「日常生活用具・補装具給付」の利用意向が3割を超えているほか、「移動支援」、「自立訓練」なども利用意向が高くなっています。

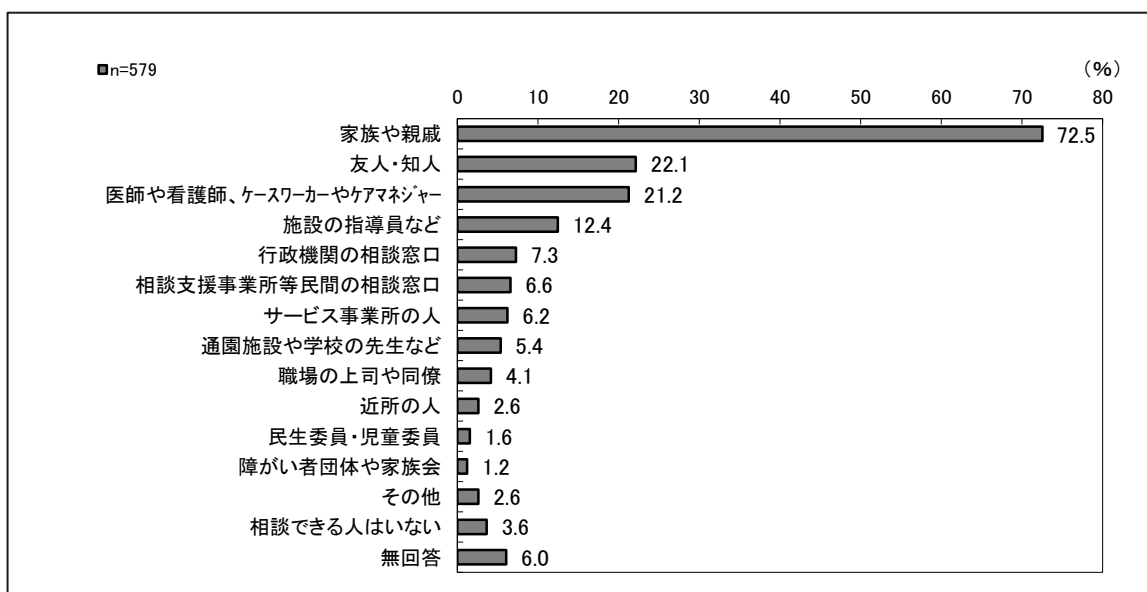
■《障害者対象》障害福祉サービスなどの利用意向（全体）■



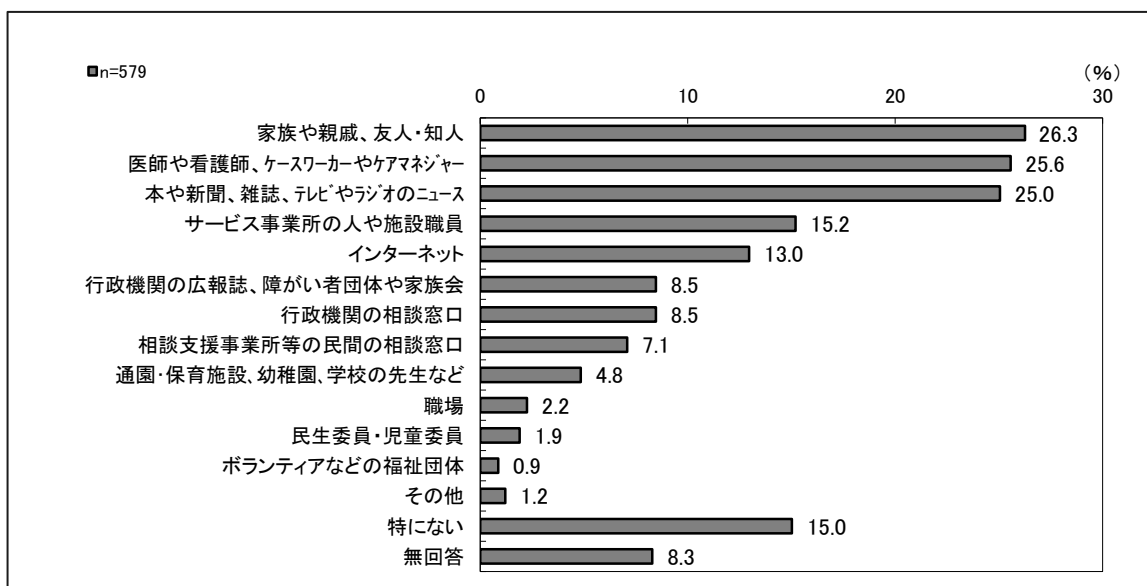
⑤ 相談・広報について

悩みや困りごとを相談する人についてたずねたところ、「家族や親戚」が他を大きく引き離して第1位となっています。また、障害や福祉サービスに関する情報の入手方法についても、「家族や親戚、友人・知人」が最も多い回答となっていることから、障害のある人やその介護（介助）者に対し、相談窓口や支援制度などについて、正しい情報を提供していく必要があります。

■《障害者対象》悩みや困りごとを相談する人（全体／複数回答）■



■《障害者対象》障害や福祉サービスに関する情報の入手方法（全体／複数回答）■

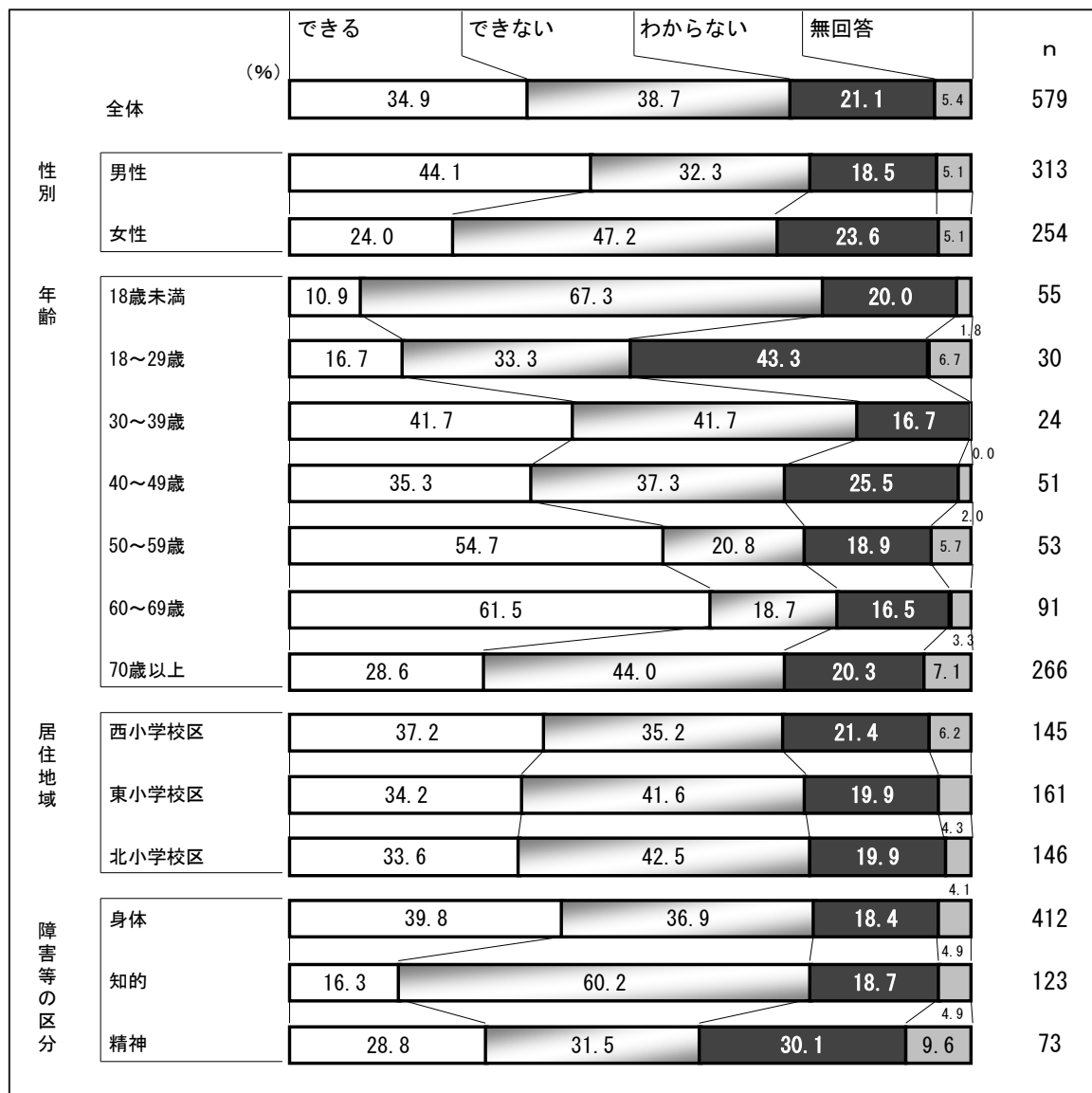


⑥ 災害対策

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が4割弱、「できる」が3割強を占めています。

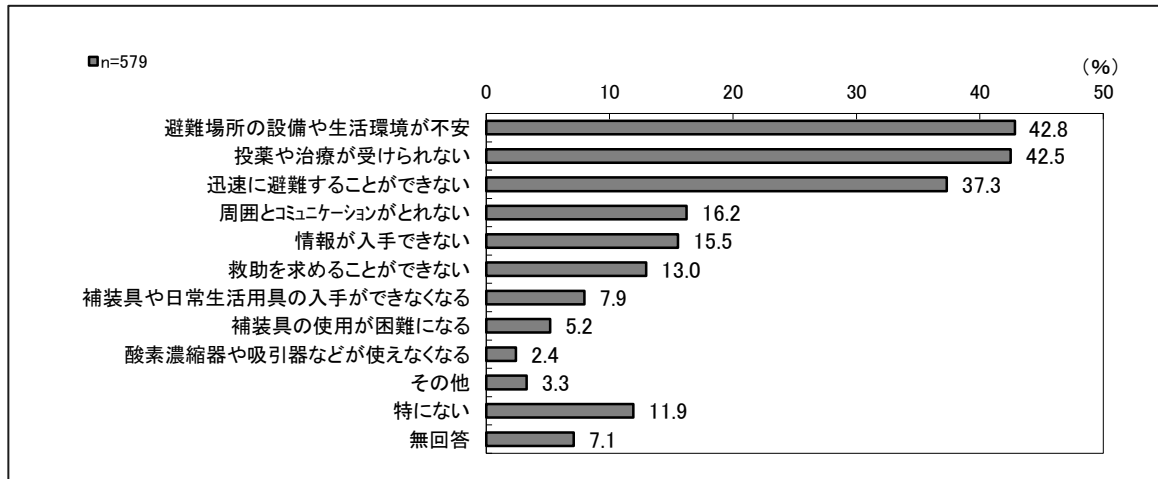
障害等の区分でみると、身体では「できる」が4割弱を占めるのに対し、精神では3割弱、知的では2割以下にとどまっています。

■《障害者対象》災害時に一人で避難できるか■



災害時に困ることについては、「避難場所の設備や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」、「迅速に避難することができない」が上位となっています。避難生活への不安を感じる人が多いことがうかがえます。

■《障害者対象》災害時に困ること（全体／複数回答）■

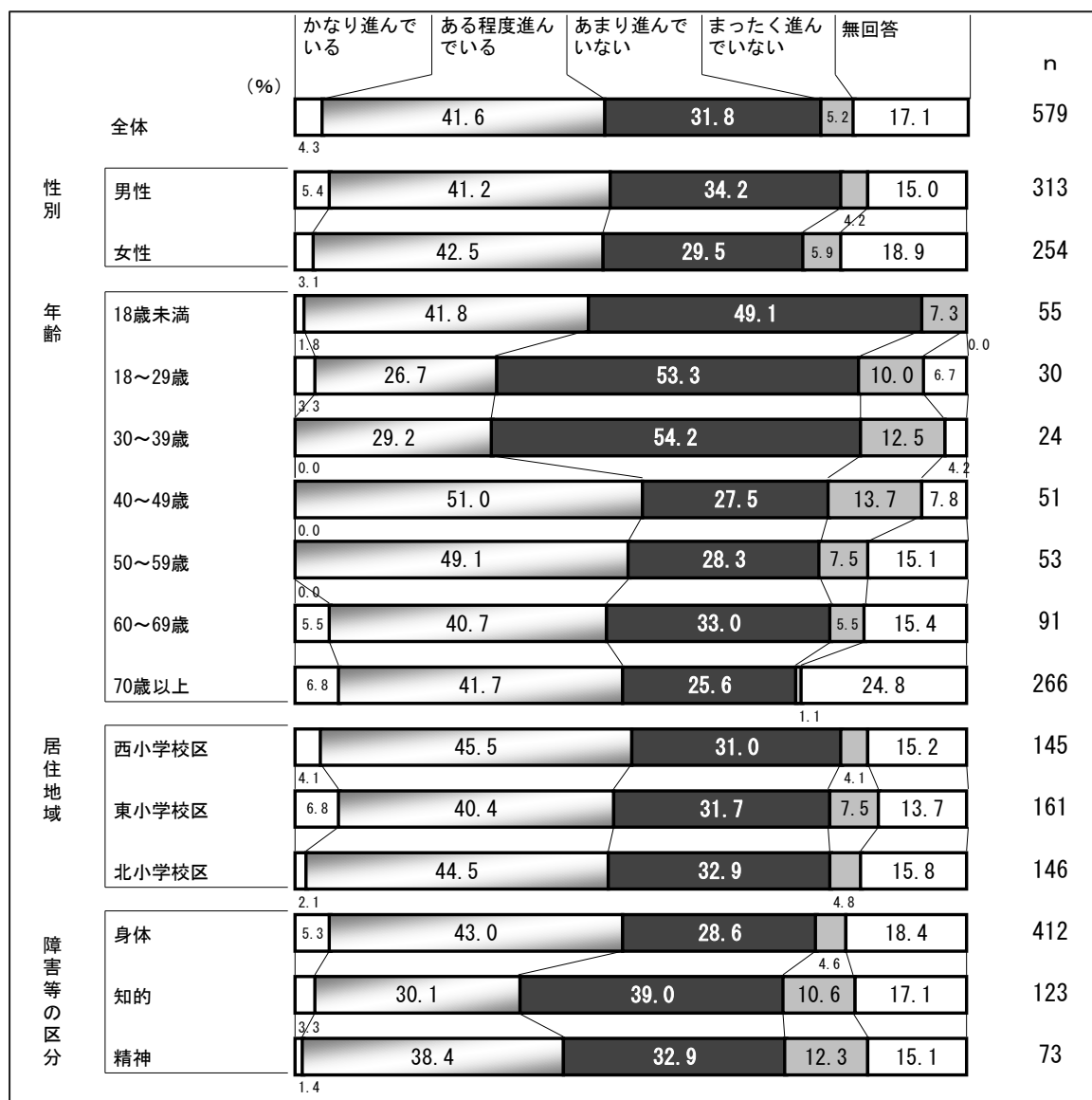


⑦ 権利擁護について

障害者に対し、障害のある人に対する人々の理解は進んでいると思うかたずねたところ、「かなり進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせた“進んでいる”（45.9%）が、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」を合わせた“進んでいない”（37.0%）を上回る結果となっています。

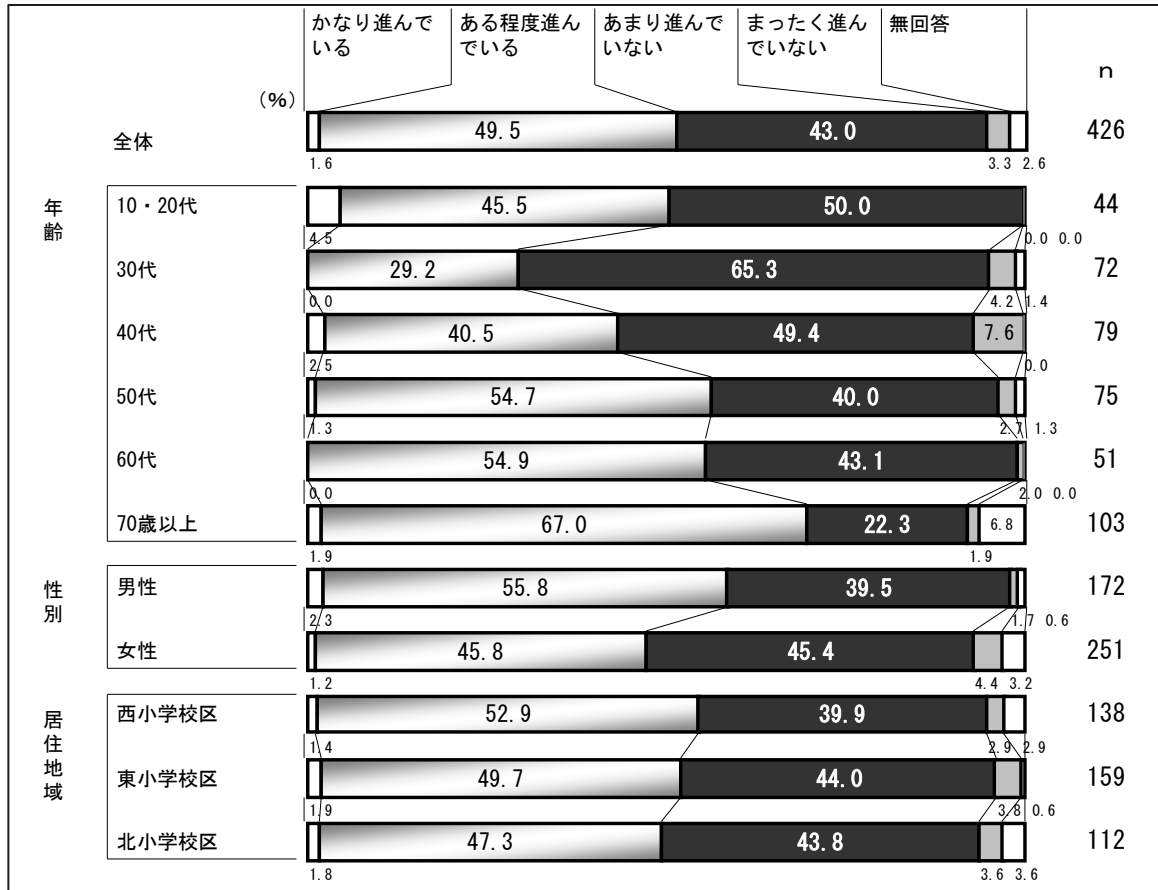
また、障害等の区分でみると、身体では“進んでいる”が48.3%を占めるのに対し、知的では33.4%にとどまっています。

■《障害者対象》障害のある人に対する人々の理解は進んでいると思うか■



一般町民に対し、障害のある人に対する人々の理解は進んでいると思うかたずねたところ、「かなり進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせた“進んでいる”（51.1%）が、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」を合わせた“進んでいない”（46.3%）を上回る結果となっています。

■《一般町民対象》障害のある人に対する人々の理解は進んでいると思うか■



障害者に対し、日常生活で差別や偏見を感じることはあるかたずねたところ、「ある」(17.4%)と「少しある」(17.3%)を合わせた“ある”が34.7%、「ない」が48.4%となっています。

年齢でみると、49歳以下では“ある”と回答する人の割合が高く、いずれも6割台から7割台を占めており、差別や偏見を感じている人は若年層で多いことがわかります。

障害等の区分でみると、知的では“ある”が5割以上を占めています。

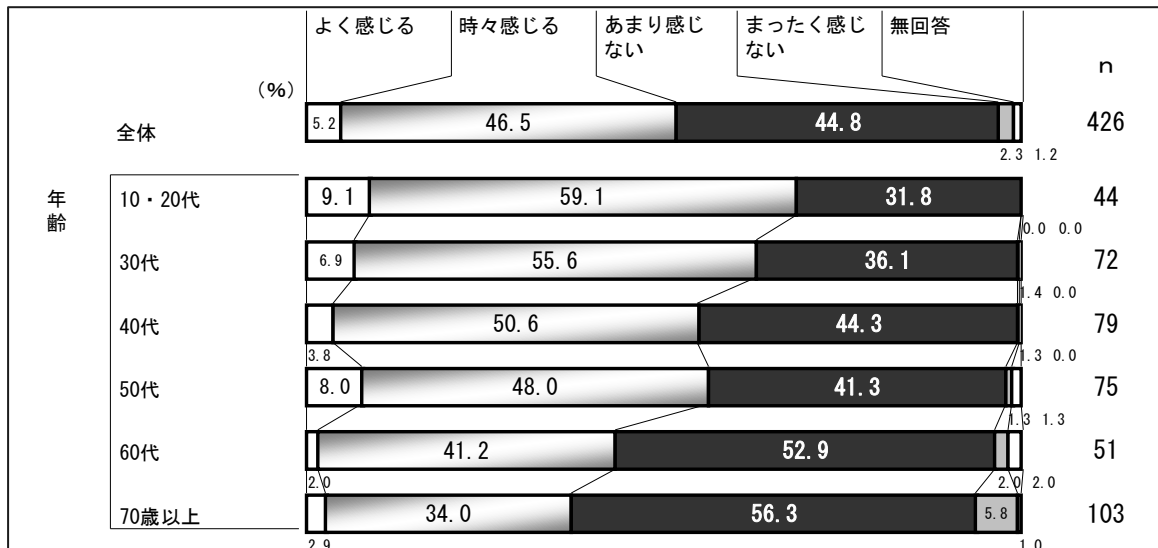
■《障害者対象》日常生活で差別や偏見を感じることはあるか■

		ある (%)	少しある	ない	無回答	n
性別	全体	17.4	17.3	48.4	16.9	579
	男性	14.1	17.6	52.7	15.7	313
	女性	21.7	16.9	43.3	18.1	254
年齢	18歳未満	23.6	40.0	32.7	3.6	55
	18～29歳	56.7	6.7	23.3	13.3	30
	30～39歳	45.8	25.0	25.0	4.2	24
	40～49歳	35.3	31.4	19.6	13.7	51
	50～59歳	18.9	13.2	54.7	13.2	53
	60～69歳	11.0	15.4	58.2	15.4	91
	70歳以上	8.3	11.3	57.9	22.6	266
居住地域	西小学校区	17.9	13.1	53.8	15.2	145
	東小学校区	18.0	19.9	50.3	11.8	161
	北小学校区	14.4	20.5	45.2	19.9	146
障害等の区分	身体	14.1	15.3	53.4	17.2	412
	知的	29.3	21.1	29.3	20.3	123
	精神	21.9	20.5	42.5	15.1	73

一般町民に対し、日常生活で差別や偏見を感じることはあるかたずねたところ、「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた“感じる”が51.7%、「あまり感じない」と「まったく感じない」を合わせた“感じない”が47.1%となっています。半数近くの回答者が障害者に対する何らかの差別や偏見を感じていることがわかります。

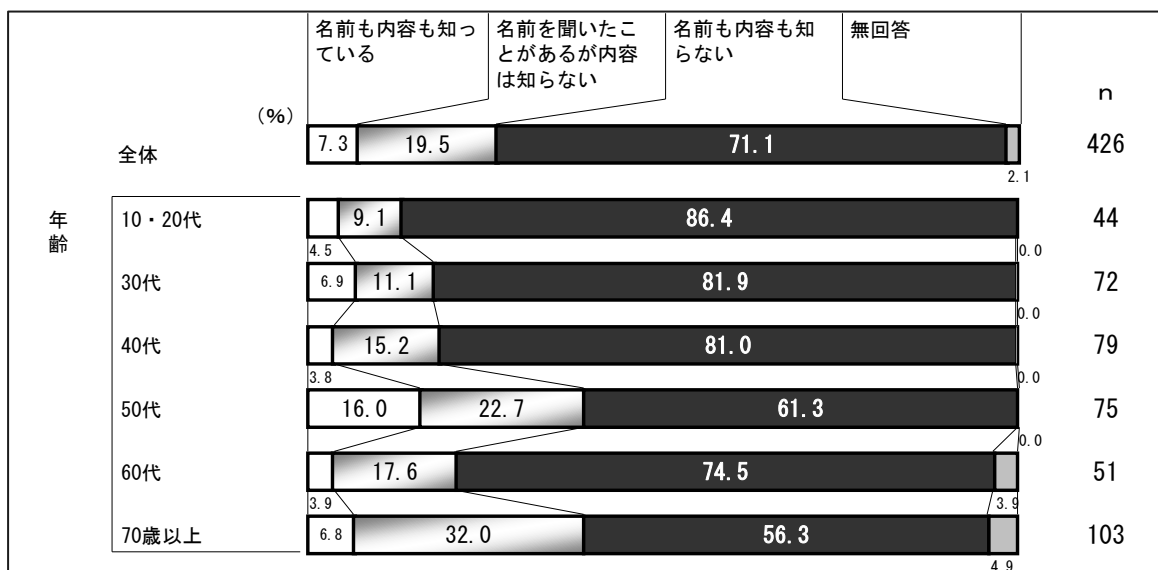
年齢でみると、若年層ほど“感じる”の割合が高くなっています。

■《一般町民対象》日常生活で差別や偏見を感じることはあるか■



一般町民を対象に障害者差別解消法の認知度についてたずねたところ、「名前も内容も知らない」が7割強を占め、「名前も内容も知っている」は1割に満たない結果となっています。

■《一般町民対象》障害者差別解消法の認知度■



成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が3割強、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が3割弱を占めており、制度の周知は途上にあることがわかります。

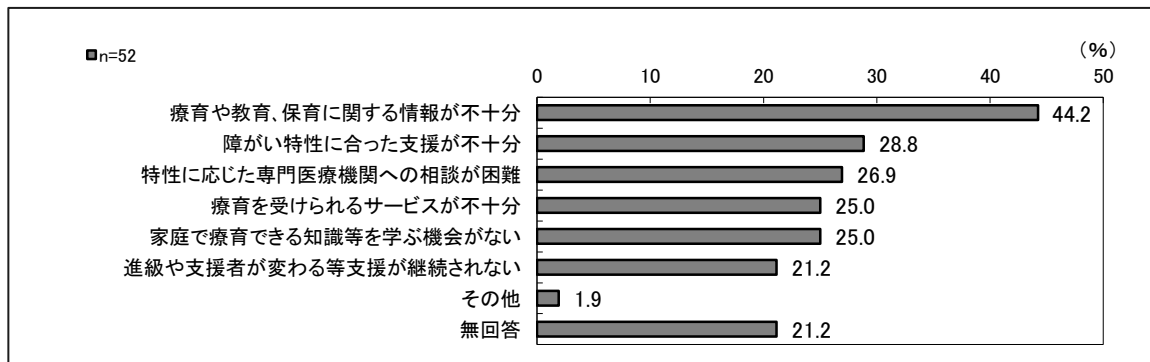
■＜障害者対象＞成年後見制度の認知度■

		名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	n
		(%)				
性別	全体	24.9	25.2	31.3	18.7	579
	男性	28.1	25.2	29.7	16.9	313
	女性	22.0	25.2	33.1	19.7	254
年齢	18歳未満	21.8	38.2	38.2	1.8	55
	18～29歳	20.0	20.0	53.3	6.7	30
	30～39歳	12.5	37.5	45.8	4.2	24
	40～49歳	21.6	23.5	41.2	13.7	51
	50～59歳	32.1	20.8	35.8	11.3	53
	60～69歳	31.9	25.3	28.6	14.3	91
	70歳以上	24.4	23.3	24.8	27.4	266
居住地域	西小学校区	23.4	32.4	31.7	12.4	145
	東小学校区	29.2	21.7	32.3	16.8	161
	北小学校区	23.3	24.0	32.9	19.9	146
障害等の区分	身体	28.6	23.8	28.2	19.4	412
	知的	17.1	30.1	33.3	19.5	123
	精神	16.4	21.9	38.4	23.3	73

⑧ 療育・教育について

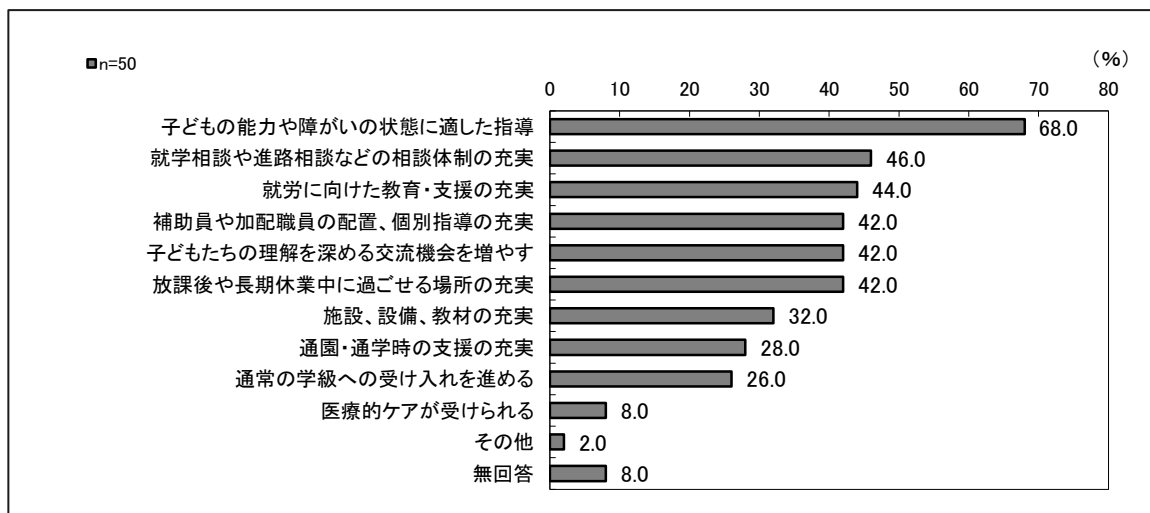
療育や教育で困っていることについてたずねたところ、「療育や教育、保育に関する情報が不十分」が最も多くなっています。

■《障害者対象》療育や教育で困っていること（全体／複数回答）■



保育所・幼稚園・学校や療育機関に充実してほしいことについてたずねたところ、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」が最も多く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」、「就労に向けた教育・支援の充実」などとなっています。

■《障害者対象》教育・療育機関で充実してほしいこと（全体／複数回答）■



(3) 調査の概要（サービス事業者等対象）

岐南町民にサービスを提供する事業者を対象に、アンケート調査を実施しました。
調査対象や調査方法等の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

項目	サービス事業者等対象
調査対象	サービス事業者
配付数	15 票
有効回収数	14 票
有効回収率	93.3%
抽出法	有意抽出
調査方法	メールによる配付・回収
調査時期	令和2年8月

(4) 調査結果の概要

自由記載の回答は原則原文のままとしています。

① 障害のある人を取り巻く岐南町の環境について

障害のある人を取り巻く岐南町の環境についてたずねたところ、以下のような意見が寄せられました。

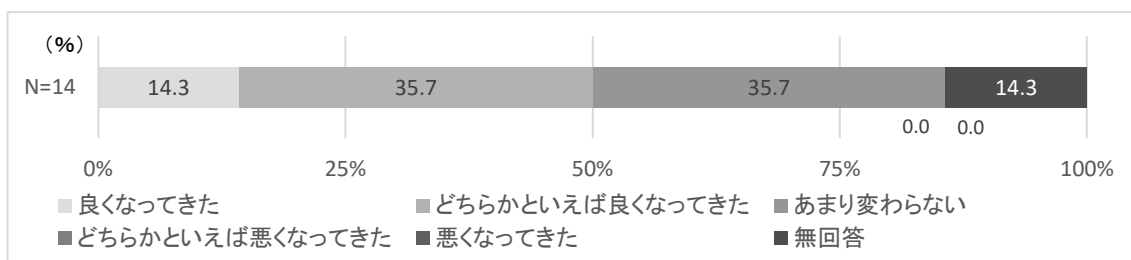
■障害のある人を取り巻く岐南町の環境について■

潜在する障害のある人を把握することができず、サービスが必要とされている方にサービスが提供できていない。行政として <u>障害福祉サービス事業所を知らせる活動が不十分である</u> と感じており、このことを打開するために、岐南町と町内のサービス事業者間で情報共有を行い、公民連携した支援体制づくりや、自治会・民生委員と連携し、ニーズ調査やサービスを求めている障害のある人に対して事業所主体で行える体制づくりが必要だと考える。
高校（特別支援学校）が遠いことが就学者の負担になるばかりでなく、地域の企業や町民が障害を持つ子どもたちを身近に感じる機会を減らしていると感じます。
<u>障害児の利用希望は増え続けており、今後も放課後等デイサービス、児童発達支援の利用は増えていくように感じる。</u>
岐阜市に近いが <u>交通機関等は少し不便な印象</u> を持っている。 利用者の通院状況等を見ていると岐阜市まで通っている印象があり、 <u>岐南町の医療体制に満足しているという状況ではない</u> と感じる。
利用者様を取り巻く環境は整っていても、本人様が独自に行動されることがあり、今後も話し合いを続けることが必要と考えています。
岐南町にお住まいで障害を持つ方が抱える問題として、移動手段があります。役場や病院へのアクセス、買い物や福祉施設・事業所への移動など、 <u>公共交通機関がないので車を保有していない方は苦勞</u> をされております。 また事業所の告知をするためにポスティングを行った際に、 <u>障害者ではなく「グレーゾーン」の引きこもりの方からの相談を受けました。いままで障害者としてではなく健常者として教育や就労を受けていた方で、このケースは少なくとも社会問題だと実感</u> いたします。 このような方々は何らかの精神的な疾患の要素を抱えて悩んでいます。
5年前と申しますと当事業所も開設して間もなく、また町内においても就労の場も少ないと感じておりましたが、現在町内には数多くの就労の場が増えましたし、環境のバリアフリー化は当然ですが、町民の方々の心のバリアフリーが豊かになったように感じます。
・働く保護者が増え、利用したい日数を増やす方もいる。 ・コロナウイルスの影響による、児童の学習のレベルの低下。 ・近くに遊べるスペースがない。
（外出や医療について）コロナ休業や入院で減収となった身体障害の方が、リハビリに行くためのタクシー代が払えず、リハビリに行けないことがありました。身体障害の方の通院手段の負担の大変さが気になります。
生活全般に訪問の支援が必要、ヘルパー、看護、ドクター、リハビリなど多様な支援が必要となります。手厚くしようと計画すると、一日のスケジュール調整はびっしり詰まり、本人は窮屈、支援者は不足する事態になります。 <u>自由に利用できるような、福祉施設があると良い</u> と思います。

② 障害者の就労環境について

障害者の就労環境についてたずねたところ、「良くなってきた」（14.3%・2件）と「どちらかといえば良くなってきた」（35.7%・5件）を合わせた“良くなってきた”が50.0%、「あまり変わらない」が35.7（5件）となっています。なお、「どちらかといえば悪くなってきた」と「悪くなってきた」は回答なしとなっています。

■障害者の就労環境について■



■障害者の就労環境について（自由意見）■

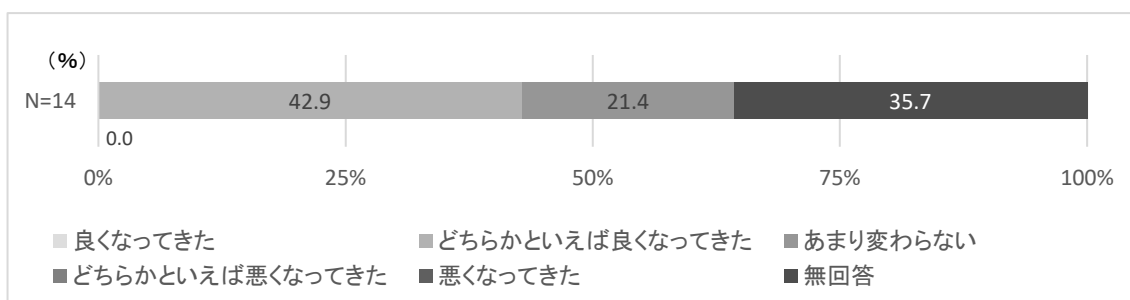
「良くなってきた」・「どちらかといえば良くなってきた」の理由など
国等の政策により就労受け入れの数は増え、それに伴い就労環境も改善されてきていると感じます。個々の障害特性に対して個別にベストな支援をしていくことはなかなか難しいと感じています。 クライアントとの取引も長くなり安定して仕事を受注することができるようになり、作業スペースや必要資材を効率的に調達できるようになった。そのため、職場内の環境改善に売上を活用することができるようになった。 課題としては、コロナウイルスのような不測の事態で仕事を失った時の対応、在宅勤務等のIT活用だと思う。 障害者枠雇用の問題が社会的に取り上げられたことにより、以前に比べ障害のある人の就労に対する意識は改善したが、求められる仕事内容と障害のある人が考えていた仕事の内容とが乖離し、面接を行っても採用に至らないケースが多いと感じている。世の中には人材紹介業者は沢山あり、高額な紹介手数料を請求しているが、この人材紹介業者の責務として、障害者枠雇用等の紹介を義務化し、企業と障害のある人のマッチングを行い、採用率の向上に努める必要があると感じている。 また、就労事業所が提供する物品購入や役務を斡旋するような仕組みがあれば良いと感じている。
企業自体の認識や理解は深まってきているのではないかと思います。
知人・友人や何らかで知り合った経営者とお話をする、法律改正後に意識して採用をするようにしていると言われた。
就労継続支援事業所や一般就労の場も増えつつあり、障害がある人が働ける場や機会が増えてきたことを嬉しく思う反面、障害種別が多様化し本人が希望する職種につけない状況が増えたことを心苦しく感じています。私個人の考えではありますが、障害があってもなくても仕事を選ぶ環境に違いがあるのはおかしいと思っています。「〇〇ができるから△△会社を面接しましょう」ではなく「☆☆会社に勤めたい」「××が好きだから、こんな仕事がしたい」等の本人の希望があり、そこに進むためには何をすれば良いのかを共に考え行動することが本人はもとより、本人を取り巻く環境の課題なのではないでしょうか。

<u>就労支援事業所も増えつつあると思いますが、まだまだ不足している</u>と思います。些細な不安や進路について、相談しやすい所が少ないのではないのでしょうか。
「あまり変わらない」の理由など
特に変化がないように感じる。
前例なし。受け入れはしている。
障害のある方を初めて受け入れてみようと検討して下さる企業様がいらっしゃる、嬉しいこともありましたが、別の企業様では“精神障害者”ということで最初から断られたと当事者からうかがったこともあります。 法定雇用率を満たさなくても良い、従業員数 46 人未満の企業様への前向きな障害者雇用の促進も一緒に進めていくと、国全体で障害のある方の自立につながるのではと思います。

③ 障害者の生活環境について

障害者の生活環境については、「どちらかといえば良くなってきた」が42.9%（6件）、「あまり変わらない」が21.4%（3件）となっている。なお、「良くなってきた」、「どちらかといえば悪くなってきた」、「悪くなってきた」は回答なしとなっています。

■障害者の生活環境について■



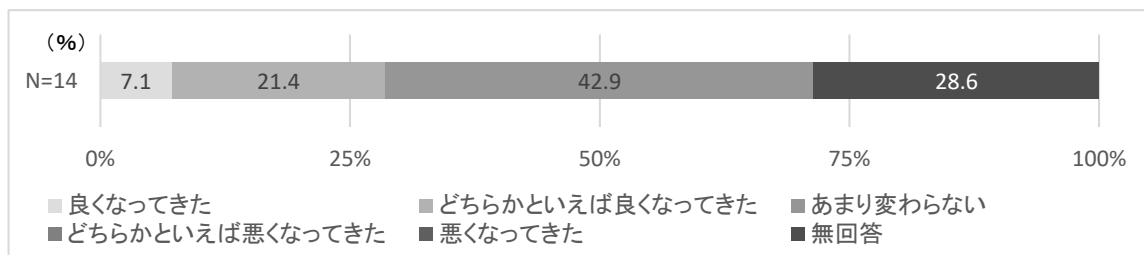
■障害者の生活環境について（自由意見）■

「良くなってきた」・「どちらかといえば良くなってきた」の理由など
町内に福祉サービス事業所が増えたことから、生活環境は以前に比べ改善したが、発展途上の段階である。例えば、障害児サービスである放課後デイサービスを利用されていた方が障害サービスに切り替わることで、サービスを受けられる時間帯が減少してしまう現状があるので、今後は夕方時間帯の日中サービスの充実を図ることが必要であると感じている。 また、移動支援事業で町内のご利用者の支援を行っているが、どの経路を選ぶと車いすが通りやすい道なのか、現地を確認しないとわからないケースもあったことから、車いす MAP を作成するなどし、ソフト面でのサポートも充足させる必要があると感じている。 医療環境や居住環境などが地域に充実してきて、障害者が通ったり相談したり暮らしたりできる場所は良くなっていると思います。それが障害者と地域の健常者との接点になっていけばよりよいと思います。 障害者用の運動施設やイベント等があればいいと思う。（福祉フェス等） 知的障害や身体障害などは外見上わかりやすく、地域の方もサポートを積極的にしていただけるケースがある。 環境整備や周囲の認識度が上がってきており、<u>地域全体が協力的になってきているように感じる。</u>
「あまり変わらない」の理由など
あまり変わらない。意欲的に行動される方も少ない。
「どちらかといえば悪くなってきた」・「悪くなってきた」の理由など
<u>精神障害・難病などの障害の場合「人は外見で判断する」ので理解されない。</u> 現在、グレーゾーンの対応の推進を模索しております。

④ 障害者の権利擁護環境について

障害者の権利擁護環境の改善については、「良くなってきた」（7.1%・1件）と「どちらかといえば良くなってきた」（21.4%・3件）を合わせた“良くなってきた”が28.5%、「あまり変わらない」が42.9%（6件）となっています。なお、「どちらかといえば悪くなってきた」と「悪くなってきた」は回答者なしとなっています。

■障害者の権利擁護環境について■



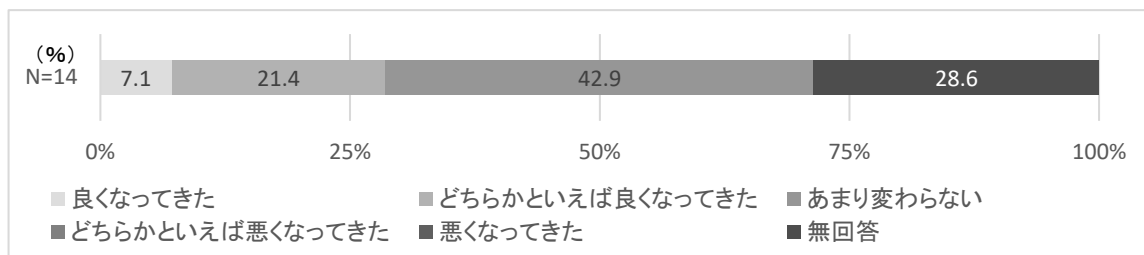
■障害者の権利擁護環境について（自由意見）■

「良くなってきた」・「どちらかといえば良くなってきた」の理由など
岐南町内に福祉サービス事業者が増えたことにより、事業所が行う研修を通して、障害のある人への理解は深まってきているのではないかと感じている。 当法人では岐南中が実施する福祉ふれ合い活動を毎年受け入れています。このような体験が障害のある人への理解につながる第一歩であることから、さらに踏み込んだ活動を授業で取り入れてはいかがでしょうか。 障害者に限らず権利擁護に関する環境は改善され、虐待や差別が隠されずなくなれば良いと思います。 一方で差別という言葉や差別用語などに過剰に敏感に反応しすぎると本来の目的に反し人の情というもの伝わりにくくなってしまうような気がします。 ヘルプマークについてコマーシャルが流れるようになり、より障害のある方に対しての意識が全国的に増えたのではないかと思います。外出先でヘルプマークをつけている方を見かけると、「手助けが必要な方」なんだと意識できます。
「あまり変わらない」の理由など
企業などの理解は深まってきていると思うが、個人としてどこまで深まってきているのかは疑問。 啓蒙活動をして頑張っておられるものの、お上からのやらされ感で、理解ある方々には目にしているだけだろうが、その他の方には浸透はしていないと感じる。 公共の施設でも理解されないケースを相談されたこともある。 「権利擁護」など大義名分を掲げるのではなく、ボーダーレスの観点からそれぞれの支援をすればいい。 健常者と障害者が交流する場がないので理解、交流が乏しいのではないのでしょうか。

⑤ 障害児の就学・療育・保育・教育環境について

障害児の就学・療育・保育・教育環境の改善については、「良くなってきた」(7.1%・1件)と「どちらかといえば良くなってきた」(21.4%・3件)を合わせた“良くなってきた”が28.5%、「あまり変わらない」が42.9%(6件)となっています。なお、「どちらかといえば悪くなってきた」と「悪くなってきた」は回答者なしとなっています。

■障害児の就学・療育・保育・教育環境について■



■障害児の就学・療育・保育・教育環境について（自由意見）■

「良くなってきた」・「どちらかといえば良くなってきた」の理由など

学校が充実して、また認知されてきていることから障害を持つ子どもたちが、適正に学べる場を選択できるようになり、大切なことを身に付けて卒業してくるため就労支援の立場からは支援しやすくなっていると思います。

就労を目指す子どもに対して知的には社会に出るまでの最低限必要なことを身に付けさせることができるかもしれないが、発育的にまだ就労年齢に達していない子どもには体育面から見た卒業適齢期があるように感じます。

弊社は障害児の扱いはないのですが、役場の方とのお話で手厚い支援をされていると聞いています。ただ特別支援学校の高等部を卒業と同時に手厚さがなくなってしまうことが気になります。

またその大元として岐南町に特別支援学校がないこと。羽島郡で対応ができないのかわかりませんが、羽島特別支援学校が基本とうかがっています。そこが気になるのですが……。

以前に比べ、健診などを通じて親子教室、療育へのつながりが増え、「障害」に対する知識や認識がなされるようになってきたように感じます。

「あまり変わらない」の理由など

少しずつ受け皿も多くなってきたように感じるが、今後も利用者は増えていくように感じる反面、職員に対する質の向上や待遇面の改善が求められてくるようにも感じる。

児童通所サービスに関しては民間でやるよりも、今後社会を回していく投資と考えているのであれば、民間企業でやるよりも地方公務員などしっかりとした後ろ盾がついた体制が望ましいのではと考える。そうでないと利益目的となるのであれば職員が長く続かないかもしれない。

学校との連携に課題を感じる。「学校と契約をしているわけではないから…」と教員に言われたこともあるが、放課後等デイサービスという施設や合理的配慮についてまだまだ理解されていないように感じる。難しいとは思いますが定期的に学校との意見交換をする場があれば、より改善されたり知ったりしてもらえるのではないかと思います。

この地域に学校や交流の場がないので孤立している。

他市に比べ役場の理解は良いが、地域に根付いているかということ、そうでもない。積極的な活動をオープンにしていけるような取り組みが必要。

例えばこの地域の事業所に声をかけ、障害児(者)・高齢者・教育者が協力して取り組める場所、企画、活動を考え、交流していくのはいかがですか？

第3節 計画における課題

障害のある人をめぐる法律や制度の動向、また生活実態などを総合的に勘案すると、本計画を策定するにあたって、今後重点的に取り組むことが必要と想定される課題は以下のとおりです。

(1) 障害への正しい理解の促進

障害者差別解消法が平成28年に施行され、行政機関のみならず民間事業者などに対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」の提供が求められることになり、本町においても、障害を理由とする差別の解消に向けて、町民などへの広報・啓発活動のみならず、必要な配慮の提供に向けて施設の改修などを行ってきました。

一方で、今回実施した障害者を対象としたアンケートでは、障害のある人に対する人々の理解についてたずねたところ、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」と回答した人の割合をみると、合わせて37.0%となっており、3人に1人以上が、理解が進んでいないと考えていることがうかがえます。一般町民を対象としたアンケートでも、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」が合わせて46.3%となっており、障害のある人以上に、一般町民では理解が進んでいないと考える人が多い結果となっています。障害のある人や障害そのものへの理解を社会全体で深めていくための取り組みが必要であることがうかがえます。

(2) すべての町民の権利の保護

障害者に対して実施したアンケートでは、成年後見制度について「名前も内容も知っている」は24.9%となっており、制度の認知度は依然として高いといえない状態が続いています。一方で、お金の管理に「全部介助が必要」という人は27.8%、「一部介助が必要」という人は13.5%となっており、本町においても、障害のある人の権利や財産を守るための制度の利用が必要な人は少なくありません。

また、障害のある人を支える家族の高齢化もあり、障害のある人の「親亡き後」への対応も全国的に求められるようになっていきます。障害のある人の権利や財産を守るための取り組みとして、成年後見制度を含めた様々な制度の適切な利用を拡大していく必要があります。

(3) すべての町民が安全・安心に暮らせるまちづくり

障害のある人の社会参加を進めるためには、生活環境における物理的・心理的障壁が除去され、あらゆる人が暮らしやすいまちでなくてはなりません。障害者を対象としたアンケート調査では、外出の際に困ることとして、「公共交通機関が少ない」が第1位となっているほか、「困った時にどうすればいいのか心配」、「段差や電車・バスなどの乗り降

りが困難」などが上位となっています。また、障害者の就労に必要な環境整備として、「通勤手段の確保」が第2位に挙げられています。障害のある人が移動しやすい交通手段の整備を利用者の視点に立って進めていくことが求められます。

災害時における避難行動支援や避難生活に対する不安の軽減も課題の1つとなっています。災害時に一人で避難「できない」と回答した人は全体の38.7%となっており、特に知的障害のある人では60.2%を占めています。また、災害時に困ることとして「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「迅速に避難することができない」が上位となっています。高齢の障害のある人も増加傾向が続いていることから、今後避難行動や避難所での生活に不安を抱える人はさらに増えていく可能性が高くなっています。

(4) 自立に向けた就労の促進

就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の1つです。サービス事業者等を対象とした調査では、障害者の就労環境の改善を感じるとする回答が多く寄せられています。一方で、障害者を対象としたアンケート調査では、今後収入を得る仕事を「既に行っている」人は全体の35.3%、「したいと思う」人は24.3%となっている一方で、「したいが、できないと思う」と回答した人は21.7%を占めています。特に精神障害のある人は「したいが、できないと思う」の割合が他の障害よりも高く、4割弱を占めています。

障害の有無やその種別に関わらず、あらゆる町民がその人自身の状況や希望などに合わせた働き方を可能とする多様な就労の場の確保が求められます。

(5) 社会参画・交流の促進

すべての人が支え合う関係性を構築する「地域共生社会」の実現に向けて、障害や障害のある人への理解を広めていくことはもちろんのこと、すべての人が地域において活動できる場を整備していく必要があります。障害の有無に関わらず、一人ひとりの能力や個性を発揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、ボランティアなどを含む就労や生涯学習活動、生涯スポーツなどの活性化を図っていく必要があります。

(6) 障害のある人を支える家族などへの支援

障害者を対象に実施したアンケートでは、主な介助者の年齢について、「70代」が23.0%を占めるほか、「60代」が18.0%、「80歳以上」が11.7%を占めており、半数以上が60代以上となっていることがわかります。また、介助する上で困っていることについても、「精神的負担が大きい」や「身体的負担が大きい」などが上位となっており、介助者の高齢化が進むにつれて、これらの割合はさらに高くなっていく可能性があります。

障害のある人を支える身近な家族などが過大な負担や不安を抱え、孤立することのないよう、福祉サービス・生活支援サービスの提供体制を整えていく必要があります。

第 3 章 岐南町障害者計画

第1節 計画の基本理念

本町の障害のある人の現状や国の指針などを鑑みながら、アンケート結果などから想定される課題の解決に向けて、本計画の基本理念を以下のように定めます。この基本理念は厚生労働省が提唱する「共生社会」の実現を目指すものとなっています。

■基本理念■

すべての人が互いを尊重し、自分らしく生きられる岐南町の創出

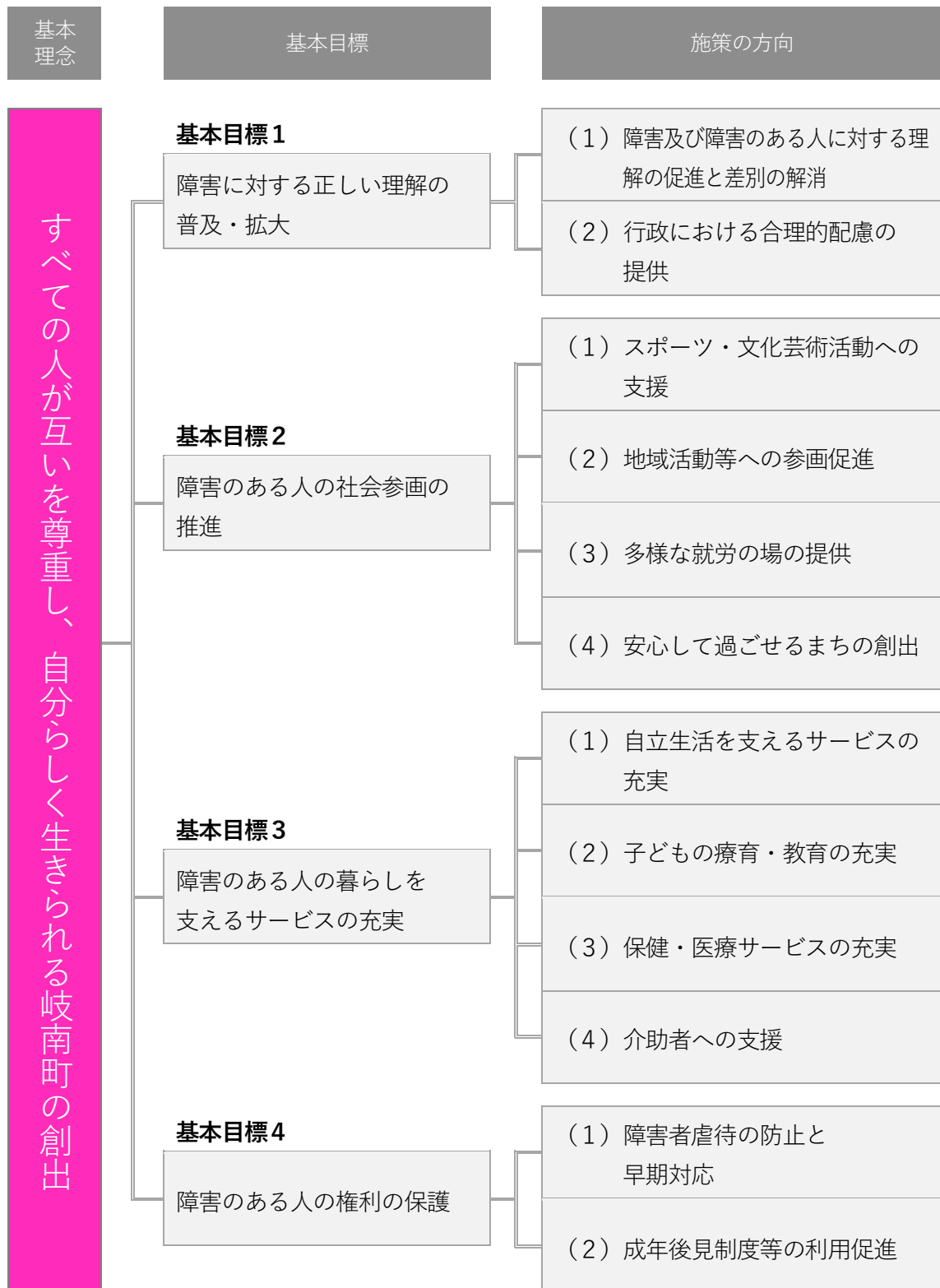
第2節 計画の基本目標と施策体系

基本理念の達成に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

■基本目標■

- 基本目標1 障害に対する正しい理解の普及・拡大
- 基本目標2 障害のある人の社会参画の推進
- 基本目標3 障害のある人の暮らしを支えるサービスの充実
- 基本目標4 障害のある人の権利の保護

■施策体系■



第3節 施策の展開

基本目標1 障害に対する正しい理解の普及・拡大

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進と差別の解消

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者などに対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」の提供が求められることになり、本町においても、障害を理由とする差別の解消に向けて、町民などへの広報・啓発活動及び合理的配慮の提供に向けた施設の改修など、様々な取り組みを進めてきました。

一方で、障害のある人が差別や偏見を感じるケースは依然としてあり、今回実施したアンケートでも特に若い世代で差別や偏見を感じる人の割合が高い傾向がうかがえることから、広く障害や障害のある人への理解を深めるための周知・啓発活動を継続して実施するとともに、障害のある人との交流機会を身近な地域で創出していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	障害者理解に関する広報事業	地域社会における共生や、障害を理由とする差別の禁止などに対し理解を深めていくため、障害者週間に合わせて広報紙による啓発を行います。広報紙以外による啓発についても検討します。	福祉課
②	人権についての啓発活動	年齢や障害の有無、国籍の違いなどによらず、すべての人が地域で共生していくことができるよう、小学校や保育施設などで人権講話や紙芝居による啓発を実施します。 広報やイベントなどを通じて、人権に関する周知・啓発を行い、心のバリアフリーの推進を図ります。	人権擁護委員 福祉課
③	障害者虐待防止支援事業	養護者による虐待を受けている障害者や緊急に保護すべき特別な事情があると認められる者に対し、短期入所サービス事業などに居る居室を提供します。	福祉課
④	福祉教育の実施	総合的な学習の時間を利用し、子どもたちが障害のある人と一緒に学校生活を送ったり、疑似体験装具・車いす体験などに参加したりするなどを通じて、障害のある人や高齢者への理解を深めます。 また、社会福祉施設などを訪問し、職場体験することで、地域における支え合いの意識を育みます。	教育委員会 学校教育課
⑤	手話奉仕員養成講座事業	手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障害のある人への理解と交流を深め、手話通訳の啓発と手話活動への参加のきっかけとなる機会を町民に提供します。また、ボランティアの育成と活動強化を図ります。	福祉課

(2) 行政における合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」では、行政などにおける「合理的配慮」の提供が義務付けられています。すべての町民があらゆるサービスや情報に触れやすく、利用しやすい環境の整備が求められています。町が発信する様々な情報について、バリアフリー対応などを図ります。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が活躍できる就労の場の提供に向けて、障害者雇用の促進を図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	町 Web サイト「ぎなんねっと」におけるバリアフリー対応	障害のある人であっても利用しやすい Web サイトとするため、背景色の変更機能、文字拡大機能、ふりがな表示機能、音声読み上げ機能などを追加、運用します。	総務課
②	岐南町役場における障害者雇用の促進	岐南町役場における雇用については、障害の種類を問わず募集を行い、障害者雇用の推進を図ります。採用後における合理的配慮の提供に関する検討を行います。	総務課
③	障害者活躍推進計画の策定	岐南町役場内において、障害のある職員がいきいきと活躍できるよう、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組についての計画」を策定します。「障害者雇用促進チーム」の設置に向けた検討を行います。	総務課
④	障害者優先調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、「岐南町障害者優先調達推進方針」を定めます。物品調達目標額を設定するほか、町主催イベントなどにおいて、障害者就労施設などが供給する物品などの販売スペースを確保します。	福祉課

基本目標2 障害のある人の社会参画の推進

(1) スポーツ・文化芸術活動への支援

文化芸術活動やスポーツ活動は、すべての町民にとって生きがいつくりの1つであるとともに、社会的参加の手段の1つとなっています。近年、文化芸術活動やスポーツ活動に取り組む障害のある人は増えてきています。

障害の有無に関わらず、あらゆる町民が活動に参加しやすい施設や設備を整えていくとともに、各種文化活動・スポーツ活動に対して支援していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	身体障害者福祉協会岐南町分会への支援	岐南町文化祭、身体障害者岐阜地区体育大会などの文化・スポーツ活動に参加する身体障害者福祉協会岐南町分会に補助金を交付するなどの支援を行います。	福祉課
②	図書資料宅配貸出サービス事業	身体の障害、高齢などにより、介助を受けなければ町図書館に来館することが困難な人に対し、図書を宅配して貸し出すサービスを実施し、図書館の利用促進を図ります。	図書館 社会福祉協議会

(2) 地域活動等への参画促進

町民が暮らす身近な地域においては、生涯学習や生涯スポーツ、ボランティア活動など、様々な活動が行われていますが、一方で障害のある人の地域活動への参加は全国的にみても少なく、障害のある人の社会参加は限定的であると言えます。

障害のある人が地域活動に参加しやすい環境を整えるとともに、障害のある人の困りごとを解決し、支える地域住民の活動に対して支援を行うことにより、共生社会の実現を図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	自発的活動支援事業補助金交付事業	障害者などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、地域で自発的な活動を行う障害者等及びその家族と地域住民による団体に対して事業補助を行います。	福祉課

(3) 多様な就労の場の提供

就労は障害のある人が地域で自立した生活を送るための手段の1つであると同時に、社会参加や生きがいきづくりなどの役割を果たしています。また、障害者の法定雇用率も随時見直されていることから、国の動向なども踏まえながら、町内の企業などへの働きかけを進めていきます。

また、公共職業安定所や特別支援学校など、関係機関との連携を深め、障害のある人の雇用を総合的に支援していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	障害者就労支援事業	障害者の職業的及び社会的自立促進のため、就労に関する相談支援、障害者サービスなどに関する情報提供などを行います。 就労支援事業を町内社会福祉法人に委託し、法人事業所での相談や町施設での就労個別相談会の開催、関係機関への同行支援などを行います。	福祉課
②	一般就労への支援	総合支援協議会に就労専門部会を設置し、一般就労への支援を検討します。 また、障害者就労支援事業とも連動しながら、就労希望のある障害者の一般就労を支援していきます。	福祉課
③	障害児（者）交通費助成事業	知的障害のある人が、鉄道を使用して通勤している場合に、鉄道料金の半額を助成し、継続して通勤できるよう経済的支援を行います。対象者の拡大など制度の見直しを行います。	福祉課
④	関係機関との連携強化	関係機関と連携し、就労の総合的な支援を行います。	福祉課

(4) 安心して過ごせるまちの創出

障害のある人の社会参加を促進するためには、安心して利用できる移動手段の確保が不可欠です。公共施設などのバリアフリー化を進め、障害のある人もない人も快適に利用できる環境づくりを進めていきます。また、障害のある人が利用する施設・設備についてもバリアフリー化を図っていきます。

また、障害のある人は災害などの非常時において自力で避難できないケースが多いことから、周囲の人による支援体制を予め構築しておく必要があります。支援を必要とする人を把握し、その支援体制の構築を図っていくとともに、安心して避難生活を送ることのできる避難所の整備を進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	日常生活用具給付等事業	下肢、体幹機能障害などのある人を対象に、居宅生活動作などを円滑にするための用具（手すり、スロープなど）を設置する際の改修工事費用を助成します。	福祉課
②	地域見守り推進事業	災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿に登録された高齢者や障害者の世帯を訪問し、必要な支援や困りごとを聞き取るなど、アウトリーチ ¹ 型の支援に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
③	福祉避難所設置・運営事業	民間事業者と協定を結び、福祉避難所を設置します。福祉避難所の設置・運営マニュアルは障害のある人や女性の視点も考慮しながら適宜改訂し、円滑な運用を図ります。	総務課
④	都市計画道路・街路整備事業	町内の道路について、段差の解消や勾配の緩和、点字ブロックなどの整備を行い、安心して生活できる交通環境の整備に努めます。	建設課

¹ 支援が必要であっても利用していない（できていない）人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

基本目標3 障害のある人の暮らしを支えるサービスの充実

(1) 自立生活を支えるサービスの充実

障害のある人が日常生活を送るためには、その人の障害の特性や生活状況に合わせた必要な支援を受けることが大切です。障害のある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。また、各種障害福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	障害福祉サービスの提供	居宅介護をはじめとする介護給付や就労継続支援などの訓練等給付など、障害のある人の障害や生活の状況に応じた適切なサービスの利用を促します。	福祉課
②	地域生活支援事業	移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業など、地域生活支援事業として提供するサービスについて、安定的な提供を図るとともに、適切な利用を促していきます。	福祉課
③	障害児通所支援事業	施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	福祉課
④	障害者相談窓口	障害者、障害児やその家族の悩みや困りごとを把握し、その解決に向けて関係機関などと連携を図ります。	福祉課

(2) 子どもの療育・教育の充実

発達に不安を感じる児童数は全国的に増加傾向にあります。「発達障害」の診断基準の変更や発達障害の概念が広く世間に周知されたことなどがその要因として挙げられますが、一人ひとりの発達状況に合わせた適切な支援は、今後もますますその重要性を増していくことが見込まれます。ライフステージ²に応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めていきます。また、障害のある子どもの療育の充実を図り、社会的自立を支援します。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育」は、誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の構築において重要な役割を果たします。一人ひとりの特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、教員などに対する定期的な指導力向上、理解促進を進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	親子教室	乳幼児健診などで把握した子どもの発達に不安を感じている親子を対象として、集団での遊びを通じてコミュニケーション能力を高め、適切な関わり方への支援や必要に応じた専門的機関への誘導を行います。	健康推進課
②	通園療育ルーム	言葉や行動など、発達に不安のある就学前の児童を対象に、個別指導や集団指導を行い、必要に応じて保育施設、発達支援事業所などと連携を取り、一人ひとりの健やかな成長・発達を支援します。	健康推進課
③	児童療育ルーム	発達に遅れがみられるなど、日常生活を送る上で課題のある児童に対し、学習支援を実施する中で、生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けることを目的とした療育などを実施します。	健康推進課
④	発達相談	落ち着きがない、こだわりが強い、集団行動が苦手、言葉がゆっくりなど、子どもに関する心配ごとの相談に、臨床心理士が相談支援を行います。	健康推進課

² 年齢に伴って変化する生活段階のこと。

No.	取り組み	内容	担当課
⑤	インクルーシブ教育の推進	教職員の研修の実施や特別支援教育コーディネーターの設置・活用を行い、「誰もがわかりやすい」ことを意識した環境づくり（ユニバーサルデザイン ³ ）や一人ひとりに合った合理的配慮の促進を図ります。また、「交流及び共同学習」や「居住地校交流」を通じて、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒と通常の学級に通う児童生徒とが関わり合い、お互いの良さを知り、認め合う場を提供します。	教育委員会 学校教育課
⑥	福祉教育の実施【再掲】	総合的な学習の時間を利用し、子どもたちが障害のある人と一緒に学校生活を送ったり、疑似体験装具・車いす体験などに参加したりするなどを通じて、障害のある人や高齢者への理解を深めます。 また、社会福祉施設などを訪問し、職場体験することで、地域における支え合いの意識を育みます。	教育委員会 学校教育課

³ 年齢や性別、障害の有無、文化、言語などに関わらず、可能な限りすべての人が利用しやすい製品、サービス、環境等をデザインする考え方。

(3) 保健・医療サービスの充実

健康はすべての人の願いの1つです。健康増進施策を推進し、すべての町民が健やかに過ごせるような環境づくりを進めていきます。また、障害は、早期発見とその後の適切な支援によってその程度の軽減を期待できます。定期的な健康診査などを通じて健康状態を把握するとともに、障害の早期発見に努めます。

また、国の定める指定難病についても、制度の周知・啓発を図るとともに、支援を必要とする人が適切に受けられるよう、相談対応を行います。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	養育医療	出生体重 2,000g 以下、または医師が入院して養育することを必要と認めた未熟児（1歳未満）を対象として、養育に必要な医療費を給付します。	健康推進課
②	親子教室【再掲】	乳幼児健診などで把握した子どもの発達に不安を感じている親子を対象として、集団での遊びを通じてコミュニケーション能力を高め、適切な関わり方への支援や必要に応じた専門的機関への誘導を行います。	健康推進課
③	発達相談【再掲】	落ち着きがない、こだわりが強い、集団行動が苦手、言葉がゆっくりなど、子どもに関する心配ごとの相談に、臨床心理士が相談支援を行います。	健康推進課
④	福祉医療費助成事業 (重度心身障害者)	身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1、A2、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）の交付を受けている障害者の保険給付に伴う医療費を助成します。	福祉課
⑤	自立支援医療制度	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するために、医療費を助成します。身体障害者の慢性血液透析療法などの更生医療及び18歳未満の児童の口蓋形成術などの育成医療は、町が実施主体となって実施します。また、精神通院医療については、申請などの受付、受給者証交付等業務を行います。	福祉課

(4) 介助者への支援

障害のある人が地域での暮らしを続けていくためには、障害のある人を最も身近で支える家族介護者が抱える身体的・心理的負担を軽減するための取り組みを充実していきます。短期入所（ショートステイ）をはじめとするレスパイトサービス⁴の確保を進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	日中一時支援事業	障害のある人の日中活動の場を確保します。	福祉課
②	障害児保育の充実	町内の保育施設で、集団生活になじむことができる比較的軽度の障害児を受け入れています。	健康推進課

⁴ 介護・介助を行う家族を一時的に介護から解放し、休息を取れるようにするためのサービスのこと。主にデイサービスとショートステイ。

基本目標4 障害のある人の権利の保護

(1) 障害者虐待の防止と早期対応

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任（ネグレクト）、⑤経済的虐待の5つに障害者虐待を区分し、これらを禁止しています。

障害のある人がその権利を守られ、心身の安全を阻害されることなく過ごすことができるよう、虐待が疑われる事案の早期発見に努め、必要に応じて介入を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	虐待が疑われる事案の早期発見と早期介入	地域と連携して、虐待事案の早期発見ができる体制の構築を目指します。	福祉課
②	障害者虐待防止支援事業【再掲】	養護者による虐待を受けている障害者や緊急に保護すべき特別な事情があると認められる者に対し、短期入所サービス事業などに居する居室を提供します。	福祉課

(2) 成年後見制度等の利用促進

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、その権利や財産が適切に保護されている必要があります。高齢化の進行に伴って、認知症などにより判断能力に不安のある高齢者などは今後も増加していくことが見込まれていますが、そうした人の権利や財産を守るための成年後見制度については、理解が進んでいないことなどもあり、利用件数は伸び悩んでいる現状にあります。

こうした状況を鑑み、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、市町村に対しても、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めています。本町においては、平成31年3月に「第3期岐南町地域福祉計画」と一体的に成年後見制度利用促進計画を定めています。本計画に沿って、今後も制度の利用を必要とする町民が適切に利用できるような環境を整えていくとともに、設置が求められる中核機関や協議会などについて検討を進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	成年後見制度の利用に係る費用等の助成	収入や資産などの状況から申立費用や後見人などの報酬を負担することが困難な場合、制度の利用に係る費用を助成します。	福祉課

No.	取り組み	内容	担当課
②	町長申立の実施	後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない場合に、町長による後見等開始審判請求を実施します。	福祉課
③	法人後見	高齢や知的障害、精神障害などにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会などの社会福祉法人が成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行えるよう、体制の整備を検討します。	福祉課
④	成年後見制度利用促進計画に基づく取り組みの実施と点検・評価	第3期岐南町地域福祉計画と一体的に策定されている「成年後見制度利用促進計画」に定めた関連事業について、円滑な実施に努めるとともに、地域福祉計画と連動して点検・評価を随時行います。	福祉課
⑤	中核機関の設置	本人の意向を尊重した柔軟な対応やチームによる支援を行う後見支援センターの設置を含む、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置に関する検討を行います。	福祉課
⑥	協議会の設置	医療・福祉・介護・法律等の専門職により、権利擁護が必要なケースや後見人等に対する支援、また権利擁護に関する地域の課題などについて検討する協議会の設置について検討します。	福祉課
⑦	日常生活自立支援事業	障害のある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出しなどの財産管理サービス、重要な書類の預かりなどの財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、法定後見の利用につながります。	社会福祉協議会

第4章 岐南町障害福祉計画 ・ 障害児福祉計画

第1節 成果目標の設定

障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮してそれぞれ成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び岐阜県の策定方針に基づいて、以下に定める7項目について、成果目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針に定める目標

- 1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。**

※整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

- 2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。**

※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

② 目標の設定

令和5年度末までに現在の施設入所者から1人の削減を目標とします。

また、令和5年度末までの地域生活移行者数として2人を目標とします。

■目標値の設定（施設入所者の地域生活への移行）■

項目		数値
令和元年度末時点の入所者数（A）		26人
令和5年度末時点の入所者数（B）		25人
うち県外施設入所者数（B'）		0人
【目標値】	施設入所者の削減見込み（A-B）	1人
		(3.8%)
【目標値】	地域生活移行者数	2人
		(7.7%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針に定める目標

1. 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。

2. 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3. 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)

令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

② 目標の設定

入院中の精神障害者の地域生活への移行については、岐阜県等と連携して目標の達成に必要な取り組みを行っていきます。

なお、今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 国の基本指針に定める目標

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

② 目標の設定

令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を町内に整備することを目標とします。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針に定める目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の１．２７倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業（就労継続支援Ａ型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「規則」という。）第６条の１０第１号の就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援Ｂ型事業（就労継続支援Ｂ型（同条第２号の就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- ・障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。

② 目標の設定

目標値として、令和５年度における年間一般就労移行者数を３人と設定します。なお、就労定着支援事業を町内で提供する事業者が存在しないことから、就労定着支援事業に関する目標を設定しないこととしますが、町内で就労定着支援事業の環境が整備された場合には、国の基本指針に合わせた目標とします。

■目標値の設定（福祉施設から一般就労への移行等）■

項目	数値	備考
令和元年度 年間一般就労移行者数	２人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和５年度 年間一般就労移行者数	３人 (1.5 倍)	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

■年間一般就労移行者数内訳■

サービス	令和元年度	令和５年度
就労移行支援	１人	２人
		2.0 倍
就労継続支援Ａ型	１人	２人
		2.0 倍
就労継続支援Ｂ型	０人	１人
		－倍

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針に定める目標

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

② 目標の設定

以下のとおり設定します。

■目標の設定（障害児支援の提供体制の整備等）■

項目	目標
【目標】児童発達支援センターの設置	岐阜地域児童発達支援センター組合により既に設置されています。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	保育所等訪問支援は既に町内で利用できる環境が整備されています。
【目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	岐阜地域児童発達支援センター組合により既に設置されています。
【目標】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	身近な圏域で協働して確保に努めます。
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	岐南町単独での設置を目指します。
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	岐南町単独での配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

② 目標の設定

以下のように設定します。

■目標値の設定（相談支援体制の充実・強化等）■

項目	目標
【目標】 基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	圏域での設置を目指します。
【目標値】 基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（年回数）	14回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

① 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

② 目標の設定

岐阜県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修に参加します。

また、障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施に向けて取り組みます。

■目標値の設定（障害福祉サービス等の質の向上）■

項目	数値
【目標値】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	7人
【目標値】 障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1回

第2節 障害福祉サービス等の見込み量とその確保方策

(1) 訪問系サービスの見込み量と確保方策

① 訪問系サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■訪問系サービス一覧■

サービス	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄・食事などの介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄・食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

② サービスの利用実績

訪問系サービスの利用実績は以下のとおりです。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

■訪問系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
居宅介護	利用者数 (人／月)	26	29	29
	延利用時間 (時間)	450	513	603
重度訪問介護	利用者数 (人／月)	0	0	0
	延利用時間 (時間)	0	0	0
同行援護	利用者数 (人／月)	1	1	2
	延利用時間 (時間)	72	46	59
行動援護	利用者数 (人／月)	0	0	0
	延利用時間 (時間)	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数 (人／月)	0	0	0
	延利用時間 (時間)	0	0	0

③ サービスの見込み量と確保方策

居宅介護、同行援護については今後も利用が増加すると見込まれることから、以下のよう
に設定します。また、重度訪問介護や行動援護などについても利用を見込みます。

今後も専門的な技術を有する事業所などに委託してサービスを提供します。

■訪問系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数 (人／月)	30	31	32
	利用時間 (時間／月)	610	620	630
重度訪問介護	利用者数 (人／月)	0	1	1
	利用時間 (時間／月)	0	250	250
同行援護	利用者数 (人／月)	2	2	3
	利用時間 (時間／月)	60	100	150
行動援護	利用者数 (人／月)	0	0	1
	利用時間 (時間／月)	0	0	20
重度障害者等包括支援	利用者数 (人／月)	0	0	0
	利用時間 (時間／月)	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの見込み量と確保方策

① 日中活動系サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■日中活動系サービス一覧■

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A 型）	企業などに就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B 型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A 型）や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

② サービスの利用実績

生活介護、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用が多くなっています。

■日中活動系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
生活介護	利用者数 (人／月)	43	46	46
	延利用日数 (人日／月)	859	899	869
自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人／月)	0	0	0
	延利用日数 (人日／月)	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数 (人／月)	1	2	1
	延利用日数 (人日／月)	15	34	20
就労移行支援	利用者数 (人／月)	3	2	1
	延利用日数 (人日／月)	41	36	3
就労継続支援（Ａ型）	利用者数 (人／月)	42	43	40
	延利用日数 (人日／月)	833	836	724
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数 (人／月)	23	26	27
	延利用日数 (人日／月)	423	504	493
就労定着支援	利用者数 (人／月)	2	4	4
療養介護	利用者数 (人／月)	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用者数 (人／月)	5	5	6
	延利用日数 (人日／月)	44	36	42
短期入所（医療型）	利用者数 (人／月)	3	4	5
	延利用日数 (人日／月)	8	34	35

③ サービスの見込み量と確保方策

生活介護、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などについては、今後も利用が増加することを見込みます。

障害のある人が自分らしく暮らせるよう、各種サービスの確保に向けて、事業者と連携していきます。

■日中活動系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	利用者数 (人／月)	47	48	49
	延利用日数 (人日／月)	890	910	930
自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人／月)	0	0	1
	延利用日数 (人日／月)	0	0	20
自立訓練（生活訓練）	利用者数 (人／月)	2	2	3
	延利用日数 (人日／月)	40	40	60
就労移行支援	利用者数 (人／月)	2	3	4
	延利用日数 (人日／月)	10	40	60
就労継続支援（Ａ型）	利用者数 (人／月)	42	42	43
	延利用日数 (人日／月)	840	840	860
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数 (人／月)	28	28	29
	延利用日数 (人日／月)	504	504	522
就労定着支援	利用者数 (人／月)	4	4	5
療養介護	利用者数 (人／月)	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用者数 (人／月)	6	6	7
	延利用日数 (人日／月)	42	42	49
短期入所（医療型）	利用者数 (人／月)	6	7	8
	延利用日数 (人日／月)	42	49	56

(3) 居住系サービスの見込み量と確保方策

① 居住系サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■居住系サービス一覧■

サービス	内容
自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害のある人のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メールなどによる随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
介護サービス包括型	事業者が相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて提供するサービスです。
日中サービス支援型	事業者が 24 時間の支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて提供するサービスです。
外部サービス利用型	事業者が相談や家事等の日常生活上の援助のみを行い、入浴等の介護は事業所が委託契約を結んだ指定居宅介護事業者が行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。

② サービスの利用実績

共同生活援助（グループホーム）はわずかに増加傾向にあります。

■居住系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自立生活援助	利用者数 (人／月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人／月)	10	11	12
介護サービス包括型	利用者数 (人／月)	10	11	12
日中サービス支援型	利用者数 (人／月)	0	0	0
外部サービス利用型	利用者数 (人／月)	0	0	0
施設入所支援	利用者数 (人／月)	26	26	26

③ サービスの見込み量と確保方策

共同生活援助については、今後も利用者数は増加するものと見込みます。施設入所支援については、現在と同程度の利用を見込みます。

県や地域自立支援協議会などと連携しながら、障害の特性を理解したヘルパーなどの確保や研修会の開催などを通じて人材の確保、質の向上に努めます。一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

■居住系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	利用者数 (人／月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人／月)	12	13	14
介護サービス包括型	利用者数 (人／月)	12	13	14
日中サービス支援型	利用者数 (人／月)	0	0	0
外部サービス利用型	利用者数 (人／月)	0	0	0
施設入所支援	利用者数 (人／月)	26	26	25

(4) 相談支援の見込み量と確保方策

① 相談支援の概要

相談支援で提供されるサービスは以下のとおりです。

■相談支援一覧■

サービス	内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態などに相談その他の便宜を図ります。

② サービスの利用実績

計画相談支援のみの利用となっています。

■相談支援の利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数 (人／月)	33	45	44
地域移行支援	利用者数 (人／月)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人／月)	0	0	0

③ サービスの見込み量と確保方策

現在提供している計画相談支援については、引き続き同程度の利用を見込むとともに、地域移行支援、地域定着支援の提供に向けて事業者の確保に努めます。

■相談支援の利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人／月)	44	44	45
地域移行支援	利用者数 (人／月)	0	0	1
地域定着支援	利用者数 (人／月)	0	0	1

第3節 地域生活支援事業の見込み量とその確保方策

① 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、これまで実施してきた事業の実績や町民のニーズを踏まえ、以下のサービスを提供しています。

■岐南町が実施する地域生活支援事業（必須事業のみ）■

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催・啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導など）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、総合支援協議会の運営などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションを取る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場などに設置します。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進及び、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

② 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業の実施状況及び利用実績については以下のとおりです。
意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業の利用は増加傾向が続いています。

■地域生活支援事業の利用実績■

サービス		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施団体数 (団体)	1	0	1
相談支援事業	障害者相談支援事業	契約事業所数 (件)	5	5	5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	利用件数 (件)	38	35	36
成年後見制度 利用支援制度		利用件数 (件)	0	0	0
成年後見制度 法人後見支援事業		実施の有無	なし	なし	なし
意思疎通支援事業		利用件数 (件)	2	7	8
手話通訳者設置事業		利用件数 (件)	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		実施の有無	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	利用件数 (件)	0	0	4
	自立生活 支援用具	利用件数 (件)	4	4	10
	在宅療養等 支援用具	利用件数 (件)	2	8	10
	情報・意思疎通 支援用具	利用件数 (件)	4	6	16
	排泄管理支援用具	利用件数 (件)	183	151	171
	住宅改修費	利用件数 (件)	0	2	2
移動支援事業		延利用時間数 (時間)	12	10	9
		実利用者数 (人)	85	80	70
地域活動支援センター事業		契約事業所数 (か所)	4	4	4

③ 地域生活支援事業の見込み

引き続きサービスを必要とする人が利用できるよう、事業者などと連携しながら、各事業の充実を図っていきます。

■地域生活支援事業の利用見込み■

サービス		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施団体数 (団体)	1	1	1
障害者相談支援事業		契約事業所数 (件)	5	5	5
基幹相談支援センター等 機能強化事業		利用件数 (件)	38	40	42
成年後見制度 利用支援制度		利用件数 (件)	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業		実施の有無	なし	なし	実施
意思疎通支援事業		利用件数 (件)	10	10	10
手話通訳者設置事業		利用件数 (件)	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業		実施の有無	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	利用件数 (件)	2	2	2
	自立生活 支援用具	利用件数 (件)	6	6	6
	在宅療養等 支援用具	利用件数 (件)	6	6	6
	情報・意思疎通 支援用具	利用件数 (件)	8	8	8
	排泄管理支援用具	利用件数 (件)	170	170	170
	住宅改修費	利用件数 (件)	2	2	2
移動支援事業		延利用時間数 (時間)	10	11	12
		実利用者数 (人)	80	88	96
地域活動支援センター事業		契約事業所数 (か所)	4	4	4

第4節 障害児福祉サービスの見込み量とその確保方策

① 障害児福祉サービスの概要

障害児を対象とした支援サービスは以下のとおりです。

■障害児福祉サービス一覧■

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。

② サービスの利用実績

発達に不安のある児童は全国的に増加傾向にあり、本町においても、児童発達支援放課後等デイサービスなどをはじめとする障害児福祉サービスの利用は増加傾向にあります。

■障害児福祉サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
児童発達支援	利用者数 (人／月)	32	41	41
	利用日数 (人日／月)	243	391	393
医療型児童発達支援	利用者数 (人／月)	6	4	1
	利用日数 (人日／月)	43	18	1
放課後等デイサービス	利用者数 (人／月)	60	59	67
	利用日数 (人日／月)	706	767	799
保育所等訪問支援	利用者数 (人／月)	10	17	27
	利用日数 (人日／月)	15	24	45
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人／月)	0	0	1
	利用日数 (人日／月)	0	0	1
障害児相談支援	利用者数 (人／月)	29	33	16

③ サービスの見込み量と確保方策

発達に不安を抱える児童は近年増加傾向にあることを踏まえ、引き続き障害児サービスの確保に努めます。

■日中活動系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	41	42	43
	利用日数 (人日/月)	390	400	410
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	2	3	4
	利用日数 (人日/月)	10	15	15
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	69	70	70
	利用日数 (人日/月)	800	810	810
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	27	28	28
	利用日数 (人日/月)	45	47	47
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	1	1	2
	利用日数 (人日/月)	2	4	6
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	33	35	37

第5章 計画の推進にあたって

第1節 関係機関との連携

障害者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など、広範な分野にわたるため、各部署との連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。岐南町総合計画及び岐南町地域福祉計画などの他計画の動向も考慮しつつ、障害のある人とない人が共に地域の中で暮らしていくことができるよう、施策の効果的な推進に努めます。

また、行政だけでは障害者を支えるサービスを提供することはできません。サービス事業所や保健・医療機関など、町の内外で活動する団体、機関などとも連携し、町内に居住する障害者の暮らしがよりよいものになるよう、ネットワークを構築していきます。

さらに、近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

第 6 章 資料編

(1) 計画の策定経過

年	月日	内容
令和2年	1月22日	第1回岐南町障害者計画等策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 計画策定作業に関する説明 ・ 策定スケジュールに関する説明 ・ アンケートに関する説明 等
	3月	アンケート（障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者対象）の実施
	6月	アンケート（一般町民対象）の実施
	8月	アンケート（事業所等対象）の実施
	11月4日	第2回岐南町障害者計画等策定委員会 ・ 計画策定作業に関する説明 ・ アンケート調査の結果報告 ・ 計画素案（施策体系）の検討 等
	12月9日	第3回岐南町障害者計画等策定委員会 ・ 計画素案の検討 等
令和3年	1月20日	第4回岐南町障害者計画等策定委員会 ・ 計画素案の検討 ・ 計画概要版に関する説明 ・ パブリックコメントの実施に関する説明 等
	2月	パブリックコメント
	3月10日	第5回岐南町障害者計画等策定委員会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 岐南町障害者総合支援協議会での協議結果について ・ 計画案の決定について 等

(2) 岐南町障害者計画等策定委員会 要綱

岐南町障害者計画等策定委員会設置要綱

令和2年1月6日

告示第5号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項について審議を行うため、岐南町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、障害者計画又は障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 福祉、保健及び医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害者団体代表者
- (4) 総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画又は障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定をもって終了するものとする。ただし、任期中であっても、在任する職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとなる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、任期中最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害福祉所管課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

(3) 岐南町障害者計画等策定委員会 名簿

所属・役職	氏名	備考
岐南ほんだクリニック 院長	本田 浩一	
岐阜聖徳学園大学 教育学部 教授	安田 和夫	
社会福祉法人岐南町社会福祉協議会 会長	松原 伊作	
羽島郡二町教育委員会 教育長	宮脇 恭顯	
	野原 弘康	後任（R2.4.1～）
岐阜保健所 健康増進課長	吉村 隆子	
	井上 玲子	後任（R2.4.1～）
岐阜地域福祉事務所 福祉課長	山下 靖代	
	飯沼 博美	後任（R2.4.1～）
社会福祉法人さくらゆき 理事長	依田 充朗	
社会福祉法人豊誠会 岐南さくら認定こども園けやきの杜 統括園長	後藤 留美子	
岐南町民生委員児童委員協議会 会長	大竹 祥嗣	委員長
身体障害者福祉協会羽島郡支部 岐南町分会 分会長	片桐 勝弘	副委員長

任期：令和2年1月22日から令和3年3月31日まで

第3次岐南町障害者計画 第6期岐南町障害福祉計画 第2期岐南町障害児福祉計画

発 行 令和3年3月

企画・編集 岐南町 民生部 福祉課

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

T E L 058-247-1348

F A X 058-247-1488

U R L <https://www.town.ginan.lg.jp/>
